



RIETI Discussion Paper Series 10-J-003

SNA と家計調査における貯蓄率の乖離 —日本の貯蓄率低下の要因—

宇南山 卓
神戸大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

SNA と家計調査における貯蓄率の乖離 —日本の貯蓄率低下の要因—*

宇南山 卓

(神戸大学大学院経済学研究科)

要 旨

SNA と家計調査から計算される家計貯蓄率の乖離の原因を明らかにし、日本の貯蓄率の低下の原因を考察した。特に、近年の統計の整備を活用することで、先行研究では困難とされた問題を解決した。こうした統計の改善を用いて、先行研究で知られた要因を調整すると、貯蓄率の乖離の3分の2が説明できた。本稿では、さらに、家計調査の誤差を検討し、残りの3分の1の乖離を説明した。原因を明らかにしたことで、これらの家計調査の誤差を修正する方法を提示し乖離を解消することができた。近年の貯蓄率の低下は、高齢化という人口の年齢構成の変化のみならず、無職世帯の貯蓄率が急激に低下したことが原因となっていることが示唆された。

キーワード：貯蓄率 SNA 家計調査 高齢化

JEL classification: C82, D12, D91

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、(独)経済産業研究所におけるプロジェクト「少子高齢化のもとでの経済成長」の一環として執筆されたものである。

本稿の作成の過程で、総務省統計局の佐藤朋彦氏には有益な情報とコメントを頂いた。岩本康志氏、吉川洋氏、青山学院大学でのセミナー・第10回マクロコンファレンス・関西計量経済研究会の参加者には貴重なコメントをいただいた。また、神戸大学の荒木恵氏、久保一佳氏にはデータの入力・整理の支援を受けた。記して感謝したい。

1 はじめに

日本において、国民経済計算 (System of National Account ; 以下 SNA) と家計調査から計算される家計貯蓄率が乖離していることが知られている。本稿では、その乖離の原因を明らかにする。特に、先行研究では困難とされた問題を解決するために、近年の統計の整備を活用した。その結果、2つの統計の貯蓄率の乖離は、調査範囲の違い・貯蓄概念の相違という既知の要因に加え、家計調査における耐久消費財などへの支出および可処分所得の一部である財産所得の過少性が原因であることを示した。

日本の貯蓄率は、高度成長期には成長の「源泉」として、1980年代には大幅な経常収支黒字の「原因」として、注目を集めてきた (吉川, 1992)。実際、1980年代後半から、日本の高貯蓄率の理由を明らかにするために多くの研究がなされている (Hayashi, 1986; Christiano, 1989; Horioka, 1990; Dekle and Summers, 1991)。一方で、日本の貯蓄率は、1970年代末をピークに下落傾向となり1990年代には1桁にまで低下している。この変化は再び多くの研究者の関心を集め、今度は貯蓄率低下の原因を分析する研究が盛んに行なわれている (例えば、Chen, Imrohroglu, and Imrohroglu, 2006; Koga, 2006; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。

これら日本の貯蓄率を分析した先行研究は、基本的に一国経済の流れを描写したマクロ統計である SNA のデータに基づいている。それに対し、貯蓄のうちで最も重要な部分を占める「家計貯蓄」については、個々の家計の収入と支出を調査したミクロ統計でも計算することができる。日本における代表的なミクロ統計が、総務省統計局公表の「家計調査」であり、世帯ベースの統計に基づいて家計部門全体の貯蓄率が計算されている。マクロ統計である SNA 統計では一国全体の消費・貯蓄の動向は把握できるが、世帯類型別などの詳細な内訳での分析はできないため、マクロの貯蓄率の推移を家計行動に基づいて分析するにはミクロ統計の活用が不可欠である。

しかし、SNA と家計調査から計算される2つの家計貯蓄率の間に大きな乖離があることが知られている¹。(図1)はSNAと家計調査の貯蓄率の推移を示したものであり、この図から直近では両統計の貯蓄率が20%以上も乖離していることを示している。特に、1980年以降は、貯蓄率の水準のみならず変化の方向も異なっている。

その乖離の原因を解明するために多くの研究が行なわれている (例えば、植田・大野, 1993; 村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995・1996; 中村, 1999)。しかし、これまでのところ乖離の原因は完全には解明されておらず、マクロ的な貯蓄率の低下の原因を世帯レベルで分析することの障壁

¹Demery and Duck (2006) は、英国について、マクロ統計とミクロ統計から計算される貯蓄率を比較し、長期的には大きな違いがないことを確認している。

となっている。本稿では、先行研究で解明されていない乖離について、2000年前後に利用可能となった新たな統計を活用することで、その原因を明らかにする。

先行研究では、両統計の乖離の原因を3つの要因に分解しており、本稿でも基本的にこの分解に基づき分析を進める。まず第1の要因として、貯蓄率を計算する対象母集団の違いを検討した。SNAでは原理的には日本の全家計を対象としているのに対し、家計調査では勤労者世帯（いわゆるサラリーマン世帯）でのみ貯蓄率が計算されている。勤労者世帯以外の世帯（無職者・自営業者など）の貯蓄行動が勤労者世帯と大きく異なれば、両統計は乖離することになる。第2の要因は、消費・貯蓄の定義の違いである。それぞれの統計は、作成の目的や実務上の制約により、所得・消費の定義が異なっており、比較には定義を統一しなければならない。そして第3の要因が、統計に含まれる誤差である。特に、調査統計であるミクロ統計に大きな誤差があれば、両統計は乖離することになる。日本に限らず、国際的にも、ミクロ統計の正確性に対して多くの問題点が指摘されており、十分な検討が必要である²。

こうした要因を検討する際に、2000年以降の日本の統計の整備は極めて有効である。家計調査の調査対象は、2000年から農林漁業家まで、2002年からは単身世帯まで、拡大されてきており、SNAと家計調査の対象範囲は近づいている。以下で見るように、結果としては、農林漁家および単身世帯を含めても全体の貯蓄率に大きな影響はなかったが、潜在的な乖離の原因を排除することで議論の焦点を絞る効果があった。また、無職世帯に関する詳細な情報がオンラインで公開された³。無職世帯については、これまでも「世帯主の職業別集計」の一部として公表されていたが、現在では無職世帯について年齢階級別・年間収入階級別などの詳細なクロス集計も利用可能となり、より容易に無職世帯を含めた貯蓄率の計算が可能となっている。一方、マクロ統計の側では、1995年基準から国連の新しい作成基準である93SNAに準拠した推計が公表されている。93SNAは、旧基準である68SNAと比較して「所得支出勘定」が格段に詳細となっている。所得支出勘定とは所得の源泉・再分配の状況・支出の用途などを描写するもので、詳細化されたことによって、適切かつ容易に定義の変更が可能となった。特に、医療費に関して自己負担部分と社会保障給付部分が別に計上され、雇用者報酬の一部として計上されていた雇用主負担部分の社会保険料が別途計上されるなど、社会保障関係の受払に関する定義の変更が容易となった。

SNAと家計調査の充実に加え、2002年に「家計消費状況調査」が調査開始されたことで、家計

²例えば、Banks and Johnson (1998) は英国の家計調査である Family Expenditure Survey の信頼性について包括的な分析をしている。

³総務省統計局のホームページから、<http://www.stat.go.jp/data/kakei/musyoku/index.htm> (平成21年12月15日現在) を参照。

調査の誤差を評価するための追加的な情報が利用可能となった。先行研究でも家計調査において耐久財など購入頻度の低い財・サービスへの支出が過少である可能性は指摘されていたが、その定量的な把握は困難であった（岩本・尾崎・前川, 1996）。それに対し、より大きな標本数で耐久財などに特化した統計である「家計消費状況調査」が利用可能になり、データの精度を客観的かつ定量的に評価することが可能となった。

本稿では、まず、これらの統計の整備を活用して先行研究で指摘されていた調査範囲の違いや貯蓄概念の違いを調整してSNAと家計調査の貯蓄率を比較した。その結果、既知の要因によって貯蓄率の乖離の約70%は説明できた。岩本・尾崎・前川(1995)では貯蓄率の乖離の3分の2は対象範囲と概念の調整で説明できるとしていたが、ここでの結果によっては先行研究の妥当性を確認することができる。

次に、残された乖離の30%の部分について、家計調査の誤差によって説明できることを示した。ここで検討した誤差とは、統計上の標本誤差ではなく、調査された各変数に構造的な偏りがあるという意味である。具体的には、消費における耐久財などの高額かつ低頻度の支出と可処分所得における財産所得に関する過少推定である。これらは、先行研究でも精度に問題があると指摘されていたが、貯蓄率への影響は完全には解明されていなかった。

耐久財などへの支出が過少である可能性は、SNAの結果を家計調査の結果に世帯数を掛けたものと比較する方法によって定性的には把握されていたが、定量的な誤差の大きさについては計測が困難とされていた。それに対し、家計調査の精度に問題があると考えられる財・サービスに特化した家計消費状況調査と比較することで定量的な把握を可能とした。比較の結果、家計消費状況調査の対象品目に限れば支出額が約30%過少であり、消費支出全体で評価すれば約15%過少となっていた。この過少性は家計調査の調査方法に起因すると考えられるが(宇南山,2009)、追加的な情報なしには他の統計で補完するなどの修正は困難である。ここでは、単純に消費を定率倍することで消費の水準を補正して貯蓄率を計算した。

一方、財産所得の過少性についても問題の存在自体は知られており(高山他, 1989; 岩本・尾崎・前川, 1996; 浜田, 2007)、海外でも世帯調査の信頼性の低い項目として認識されていた(Atkinson *et al*, 1995; Banks and Johnson, 1998)。実際、SNAと家計調査の財産所得の大きさを単純に比較すると、家計調査の「財産収入」がSNAの「財産所得」の約5%にしかならず、大きな誤差が生じている可能性が高い。さらに、家計資産の情報を活用して資産の利回りを評価すると、SNAは長期国債や郵便貯金の金利とほぼ一致したが、家計調査から計算される利回りはるかに低い水準であった。これは、SNAで把握される財産所得が家計調査よりも多いだけでなく、家計調査で

把握される財産収入が「過少」であることを意味している。この家計調査の財産所得の過少推定の問題に対応するために、家計調査の財産収入がSNAの水準と一致するように調整した。

耐久消費財および財産収入を調整して貯蓄率を計算すると、2つの統計の貯蓄率の乖離はほぼ解消された。すなわち、これらの家計調査の誤差が残された乖離の原因であったと考えられるのである。加えて、収入が調査されていないためここでの分析の対象外であった自営業者等の世帯の貯蓄率を計算すると、おおむね妥当な水準となった。すなわち、既知の要因に加え、ここで検討した家計調査の誤差を調整すれば、2つの統計は日本の家計全体を対象としても整合的に統計と言える。

最後に、ここで特定された家計調査の誤差を考慮すると、無職世帯の貯蓄率の動向がマクロ的な貯蓄率の動向に大きな影響を与えたと考えられることを指摘した。無職世帯の大部分は引退後の高齢者世帯であり、家計調査の公表データに基づけば貯蓄率は一貫して負であった。しかし、財産所得の調整を考慮すると、1990年前後から無職世帯の貯蓄率が大きく低下したと考えられる。すなわち、日本の貯蓄率の低下の主要な要因は、高齢化のみならず、無職世帯の貯蓄率の大幅な低下が貯蓄率低下の主要な原因であると考えられるのである。その理論的な原因を明らかにすることは今後の課題である。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では、先行研究で指摘されていた家計調査とSNAの乖離の原因を再検討している。特に、家計調査の調査範囲と貯蓄の定義に関して修正した。第3章は、家計調査の誤差に注目して、残された乖離の原因を特定した。第4章は、自営業等の世帯の貯蓄率を計算することで、全体としての整合性を確認した。第5章は、まとめと今後の課題である。

2 SNAと家計調査の「貯蓄率」の違い

2.1 SNAと家計調査の対象世帯の範囲

一国全体の貯蓄のうち最も重要な部分を占めるのが「家計貯蓄」である。家計貯蓄を把握する統計として、日本においては、SNAと家計調査が利用可能である。この2つの統計は、原理的には、日本の家計全体の合計（平均）を捉えているはずであり、統計上の誤差を除けば類似した結果を示すはずである。

SNAは基本的には一国全体の動向を捉える統計であるが、その内訳について制度部門別勘定で把握している。制度部門とは、個々の経済主体を経済活動の類似性を基準に分割したもので、家計・一般政府・非金融法人企業・金融機関・対家計民間非営利団体の5つで構成される。SNAに

における「家計貯蓄率」とは、制度部門としての「家計」の貯蓄率であり、原理的には日本の全家計が対象となっている⁴。

一方、家計調査から計算される貯蓄率として、先行研究では、「二人以上の世帯（農林漁家を除く）のうち勤労者世帯」の「黒字率」が参照されてきた（例えば、植田・大野，1993；岩本・尾崎・前川，1995；1996；中村，1999 第3章）。すなわち、統計の制約により、勤労者世帯という限定された世帯だけから貯蓄率が計算されてきたのである。しかし、家計調査は2000年以降調査対象を拡大しており、現在であればより広い範囲の世帯を対象とした貯蓄率が計算可能である。

家計調査において、貯蓄率の計算対象外となるには、①毎月の所得を調査していないため貯蓄率が計算できないケースと②そもそも家計調査の調査対象になっていないケースがある。（表1）では、調査対象の拡大についてにまとめた。縦方向（無職世帯・その他の世帯）の調査範囲の違いが①のケースで、横方向（農林漁家・単身世帯）の違いが②のケースである。縦方向に見ると、1986年から無職世帯が計算対象となっている。これは毎月の収入が1985年までは勤労者世帯のみで調査されていたのに対し、1986年から勤労者世帯以外の世帯のうち「無職世帯」についても所得の調査が開始されたことを反映している⁵。ただし、依然として、自営業者や法人経営者などの無職以外の「勤労者世帯以外の世帯」は毎月の収入が調査されていないため計算の対象外である。横方向についてみると、2000年からは農林漁家が、2002年からは単身世帯が、それぞれ家計調査の調査対象となった⁶。すなわち、2002年以降は世帯主の職業や世帯人員数によらず基本的には全ての世帯が家計調査の対象となったのである⁷。

こうした家計調査の対象世帯の範囲に応じて計算した貯蓄率を（図2）に示した。無職世帯（二人以上の世帯・農林漁家を除く）の貯蓄率は-11%から-33%の範囲で変動しており、20%から30%前後を変動する勤労者世帯の貯蓄率と比較して大幅に低い。この水準は、無職世帯の大部分が高齢者であることと、消費のライフサイクル仮説によれば高齢無職者の貯蓄率が低いことによって理解することができる⁸。この大きな貯蓄率の差が存在するため、無職世帯を考慮すると貯蓄率は勤労者世帯だけの結果と比較して大幅に低く、2006年には勤労者世帯のみの結果との差は10%が

⁴World Bank (2008) は、SNA 推計の一般論として、家計最終消費支出は、固定資本形成や在庫品増加などの他の需要項目の残余項として計測されているため、潜在的に家計消費以外の項目が含まれる可能性を指摘している。

⁵多くの先行研究が行なわれた1990年代前半でも無職世帯についての結果は利用可能であったが、無職世帯の割合が小さかったことと、数年しかデータが蓄積していなかったことから十分には活用されていなかった。

⁶家計調査の対象となる以前は、農家・林家は農林水産省の「農家経済調査」・「林家経済調査」の調査対象であり、1995年からは「単身世帯収支調査」が単身世帯の所得と支出を調査していた。

⁷現時点でも学生の単身世帯や外国人世帯などは調査の対象外となっている。

⁸無職世帯のうち、世帯主の年齢が60歳以上である世帯の割合は、1986年の時点で約87%、2006年では約95%である。

イントになっている。岩本・尾崎・前川(1995)では無職世帯を考慮すると貯蓄率は3~3.6%ポイント引き下げられるとされていたが、高齢化に伴い無職世帯の割合が増加しており、その影響が大きくなっている。

一方で、農林漁家や単身世帯を含めて計算しても貯蓄率への影響はきわめて小さい。岩本・尾崎・前川(1995)では、農林水産省の「農家経済調査」を用いて貯蓄率を計算し、勤労者世帯と比較して約5%貯蓄率が低いことを示していたが、これは勤労者世帯と無職世帯の合計と近い水準である。加えて、現在では農林漁家の割合は無視できる程度であり、貯蓄率に与える影響が小さいことは明らかである⁹。単身世帯については、「国勢調査」によれば、全世帯に占める割合が1985年時点で20.7%、2005年で29.2%であり無視できない水準である。しかし、単身世帯の貯蓄率も二人以上の世帯とほぼ同じであり、所得・支出の絶対額が二人以上の世帯に比べて小さいため、単身世帯の行動が家計部門全体に与える影響は限定的である。

結局、調査範囲の拡大を考慮して貯蓄率を計算すると、無職世帯の影響で2006年時点で約10%ポイント貯蓄率が低下することが分かった。これは、2006年時点での乖離全体である24%ポイントの約4割となっている。高齢化の進展を反映して、岩本・尾崎・前川(1995)が調査範囲の違いによって乖離の約3割が説明できるとした結果よりも若干大きな影響となっている。

この「勤労者世帯と無職世帯の合計」が家計調査で利用可能な最も包括的な定義であるが、依然として無職以外の非勤労者世帯(以下では簡単のため「自営業等世帯」と呼ぶ¹⁰)が含まれていない。そのため、原理的には、SNAの貯蓄率と一致する必要はないが、以下では「二人以上の世帯・農林漁家を除く」世帯の「勤労者世帯と無職者世帯の合計」を「家計調査」の結果として用いる。その妥当性については、事後的に「しわよせ」の手法を用いて自営業等世帯の貯蓄率を計算することで検証する。しわよせの手法とは、岩本・尾崎・前川(1995)で用いられた方法で、「概念調整」した家計調査の貯蓄率をSNAと比較して、残された乖離を自営業者等の行動によるものとみなすものであり、逆算によって計算された自営業等世帯の貯蓄率が、常識的に判断して妥当であれば乖離は解消したとみなす方法である。この方法により自営業等世帯の貯蓄率を推定することを回避し、現在の統計の問題点に焦点を絞ることができる。

⁹総務省の「労働力調査」によれば、農林漁業に従事する就業者数の全就業者数に占める割合は1986年で8.5%、2006年で4.2%である。

¹⁰実際には、法人経営者・自由業・芸能人・職業スポーツ家なども含まれる。

2.2 SNA と家計調査の消費・貯蓄の定義

前節で見たように、無職世帯を考慮することでSNA と家計調査の貯蓄率の乖離幅の約4割が説明できた。次に、両統計の消費・貯蓄・可処分所得などの概念の違いを調整することで、乖離の原因を検討する。そもそも貯蓄率は、概念的にさまざまな定義が可能であり、その定義により貯蓄率も異なる水準となる¹¹。しかし、ここでの目的は貯蓄率の水準そのものではなく統計の整合性であるので、比較が容易なように「可処分所得に占める貯蓄の割合」を貯蓄率として定義する。ただし、貯蓄とは「可処分所得のうち消費されなかった部分」である。この定義によれば「可処分所得」と「消費」を定義することで貯蓄率が計算できる。

家計調査・SNAには、それぞれ固有の目的・実務上の制約が存在しており、可処分所得・消費の具体的な内容も制約されている。そのため、2つの統計を厳密に比較するために、それぞれの可処分所得・消費の概念を調整する必要がある。概念調整をするには、統一する基準をSNA基準とするか、家計調査基準とするか、それとも調整項目に応じて基準を選択するか、という問題が存在する(岩本・尾崎・前川, 1995)。しかし、どのような概念修正が望ましいかは一概に判断は困難であるため、ここでは先行研究に従い「恣意性の排除」や「修正による誤差の抑制」を基準として調整項目ごとに定義を決定し、両統計を可能な限り同一の概念となるように調整した。

可処分所得とは、収入から「世帯の自由にならない支出及び消費支出に含まれない移転的支出¹²」を控除したものである。家計調査では「実収入」から「非消費支出」を差引いた「可処分所得」が該当し、現在の93SNAに基づくSNAでは制度部門別所得支出勘定の「(5)家計」の「(4)所得の使用勘定」における「可処分所得(純) + 年金基金準備金の変動」として表象されている。一方、消費は、実際の支出のうち非消費支出以外の部分で、家計調査においては「消費支出」、SNAにおいては「最終消費支出(個別消費支出)」が該当する。

概念的に整理すれば、

$$\text{可処分所得} = \text{①収入} - \text{②非消費支出} = \text{③消費支出} + \text{貯蓄} \quad (1)$$

となっており、貯蓄は可処分所得のうちの消費以外の残差項である。結局、SNA と家計調査の貯蓄概念の違いは、①収入・②非消費支出・③消費支出のいずれかに分類できる。

例えば、収入について狭い定義を用いれば、他の項目を一定として貯蓄が同額減り、貯蓄率を引き下げる。同様に、消費の定義が広ければ、貯蓄を減らし貯蓄率を引き下げる。非消費支出は、

¹¹高山他(1989)は、いくつかの貯蓄率の定義を提示し結果を比較している。また、岩本・尾崎・前川(1995)脚注1では、家計調査の貯蓄率である「黒字率」が、経済学で通常定義される「貯蓄率」とは異なることが指摘されている。

¹²家計調査年報(家計収支編)付録8「収支項目分類表」の非消費支出の内容例示から引用。

定義の変更により「消費」と見なされれば、可処分所得と消費を同額増加させるため貯蓄率を引き下げ、「貯蓄」と見なされれば可処分所得だけを増加させることになり貯蓄率を引き上げる効果がある。以下では、各項目について①、②、③いずれの違いであるかを明らかにし、両統計の違いを整理する¹³。

持家に関する支出について SNA と家計調査の所得・消費の概念のうち、最もよく知られ金額的にも大きな部分を占めるのが「持家の帰属家賃」である。持家の帰属家賃とは、家計が自らの居住用に所有する住宅から得る便益を家賃として支払うと擬制として帰属計算したものである¹⁴。すなわち、自らの居住用の住宅を持つ家計は、住宅サービスの供給者であり、需要者となる。

この帰属計算は次のような手順で計上される。まず、持家の所有者は「入居者として」家賃相当額を支出に計上する。ただし、家賃は、各世帯の所有する持家について、面積などを基準に市場で取引されている借家の家賃から計測される¹⁵。すなわち、帰属計算をしない場合と比べ、③消費支出は大きくなる。一方、「大家として」は、帰属家賃分が①収入として計上され、そこから持家のコストである修繕・維持費、住宅資産の目減り分である資本減耗、固定資産税の支払、が②非消費支出として差引かれる。さらに、資本への支払として地代および住宅ローンの利子が②非消費支出として差し引かれる。つまり、帰属家賃からコストを差引いた「企業所得」の部分が①の収入として計上されている。

家計調査ではこうした帰属計算はされないため、定義を統一する必要がある。家計調査において帰属家賃を新たに計算することは大きな誤差を生む原因になるので(岩本・尾崎・前川, 1995)、ここではSNA から帰属家賃関連の項目を除去する。すなわち、支払ったと擬制されている「持家の帰属家賃」をSNA の消費から控除して、SNA の可処分所得から「営業余剰(持家)」を控除する。また、持家に関する修繕・維持費および地代が、SNA においては②非消費支出として収入から控除されているのに対し、家計調査では可処分所得として計上され消費支出の一部として③消費に計上されている¹⁶。そのため、これらの項目を「家計調査の消費から控除する」か「SNA の

¹³SNA における調整前の家計貯蓄率は、制度部門別所得支出勘定の「(5) 家計」に掲載されている。所得支出勘定のうちの「(4) 所得の使用勘定」に「貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得(純) + 年金基金準備金の変動) と定義されたものである。先行研究で使われていた 68SNA 基準に対し、93SNA では制度部門別所得支出勘定が大幅に細分化された(中村, 1999; 浜田, 2001)。68SNA では 1 つであった勘定が 4 つの勘定(第 1 次所得の配分勘定・所得の第 2 次分配勘定・現物所得の再分配勘定・所得の使用勘定)へ分割されており、先行研究と比較をする際には注意が必要である。

¹⁴SNA では原則として、市場で取引される財・サービスだけが計上されるが、持家は他の耐久消費財に比べ規模も大きく、耐用年数が長く、市場を通じて賃貸する例もまれではないなどの理由により、例外として帰属計算がされ計上されている(中村, 1999)。

¹⁵付表の「(13) 家計の目的別最終消費支出の構成」の中の「持家の帰属家賃」に掲載されている。

¹⁶大分類「住居」のうちの「家賃・地代」の一部および「設備修繕・維持」として計上されている。

消費に加える」必要がある。設備修繕・維持費については、SNAにおいて、修繕費と固定資産税の合計が表象されており修繕費だけを最終消費支出に加えることは困難である。本稿では家計調査の消費支出から持家世帯の支出した「設備修繕・維持」を控除した¹⁷。一方、地代については、SNAでは賃貸料に該当するが、これを消費支出としてみなしてSNAの可処分所得・最終消費支出の両方に加えた¹⁸。

社会保障給付について 持家に次いで先行研究で調整の対象として重視されていたのが医療費に関する支出である。医療費について、68SNAでは自己負担部分・医療保険給付部分ともに「家計最終消費支出」に分類され、医療保険給付部分は「社会保障給付」の受取として①収入として計上されるとともに、③消費にも計上されていた。すなわち、現金の受払の発生しない医療保険給付部分も所得・消費として計上されていたため、自己負担部分だけを計上する家計調査と比較して貯蓄率を低くする要因となっていた。

68SNAの体系では、社会保障給付のうち医療費に関する部分だけを控除することは困難であり、先行研究では「社会保障統計年報」などの補助的な情報を利用して推計をしていた(村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995)。しかし、93SNAでは医療保険給付部分については現金での移転とは別の「現物社会給付」として「現物所得の再分配勘定」で計上されることとなった¹⁹。すなわち、93SNAの体系では、医療保険給付部分は可処分所得・消費とも含まれておらず、家計調査の取扱いと一致している。

ただし、医療保険の負担部分であっても、高額医療や出産給付金のように家計が一度支払った後に社会保障基金が家計に対して現金を払い戻す部分については修正が必要である。SNAでは、この部分についても、「現物社会給付」のうち「払い戻しによる社会保障給付」として可処分所得・消費から控除しているのに対し、家計調査では支出の時点で「消費支出」に計上され、払い戻された時点で「他の社会保障給付」として収入が記録される。そこで、この高額医療等の調整として、SNAの可処分所得と消費に「払い戻しによる社会保障給付」を加えた。

93SNAで制度部門別所得支出勘定が細分化され社会保障統計が強化されたことによって、厚生年金や健康保険などの社会保険料の雇用主負担部分の取扱いも容易になった。68SNAでは、社会

¹⁷住居の所有形態別集計の「持家」世帯の平均支出額に持家率をかけたもの。

¹⁸賃貸料とは、93SNAの国連での基準では「土地および土壌の賃貸料の合計」と定義されるが、日本国民経済計算では、土地などの賃貸料に加え、各種仲介団体の著作権使用料や国際収支統計の特許使用料も計上含まれている(浜田, 2001 p. 110)。ただし、家計の所得支出勘定においては、その大部分が持家の地代と考えられる。

¹⁹消費の主体が68SNAでは当該消費の意思決定者であったのが、93SNAでは当該消費の費用支出者となったことによる(浜田, 2001 p.74)。

保険料の雇用主負担部分が実質的な所得移転であることから、「雇用者所得」として①収入として計上され、同時に「社会保障負担」として②非消費支出にも計上されていた。一方で、家計調査では、実際に支払われた給与と自己負担部分の社会保険料の支払だけが認識されていた。すなわち、SNA では雇用主負担分だけ所得が過大であり、同額だけ社会保険料の負担が過大となってしまう。しかし、①収入と②非消費支出を同額変化させるため相殺されるため、可処分所得そのものには影響はない。

93SNA で新たに表象された社会保障関係の項目で貯蓄率に影響を与える変数として、「年金基金準備金の変動」がある。年金基金準備金の変動は、社会保障基金に関する負担（雇主の自発的社会負担および雇用者の自発的社会負担）と受取（年金基金による社会給付）の差額である。年金基金とは厚生年金基金やいわゆる企業年金であり、厚生年金・国民年金などが該当する社会保障基金と区別される。年金基金では給付と負担がリンクしており、「保険料が市場収益率に基づく保険数理にしたがって年金給付となって戻ってくる（浜田, 2001 p.142）」ことから、年金基金にかかわる受け払いは「金融取引」として認識される²⁰。すなわち、年金基金への支払は将来の支払のための積立であり「貯蓄」である。

家計調査においても、年金基金等からの受取は資産の取り崩しとみなされて、「実収入以外の収入」とされ、年金基金への支払は「実支出以外の支出」とされて貯蓄として扱われている²¹。すなわち、家計調査においても企業年金は貯蓄として取り扱われており、概念の調整の必要はない²²。

他の項目 他の項目で SNA と家計調査の乖離を説明できる要因としては、

1. 保険契約者に帰属する財産所得
2. その他の経常移転²³
3. 資産税

²⁰ 社会保障基金にかかわる受け払いは「移転」として認識され、社会保障基金への支払は「社会負担」として非消費支出に分類され、SNA 可処分所得から除外される。

²¹ 厚生年金等の公的年金は、受取が「社会保障給付」として「実収入」に計上され、支払は「社会保険料」として「非消費支出」に計上されている。

²² ただし、年金基金への支払は「所得の第 2 次分配勘定」においては、年金基金への積立が雇用者および雇主の「社会負担」として計上され、資産の取り崩しである「年金基金による社会給付」が所得の受取として計上されている。言い換えると、年金基金への支払から年金基金からの給付を控除した部分は、本来は「貯蓄」として計上されるべきでありながら「非消費支出」として計上されている。その部分を調整する項目が、「所得の使用勘定」における「年金基金準備金の変動」となっている。しかし、SNA の公式貯蓄率ではすでに認識されており修正の必要はない。

²³ 「その他の経常移転（支払）」のうちの「他に分類されない経常移転」のうちの「a. その他の経常移転」である。受取側にも「その他の経常移転（受取）」の項目があるので注意が必要である。

4. 非生命純保険料

5. 現物収支

6. 個人企業の在庫品評価調整額

保険契約者に帰属する財産所得とは、「保険契約者の資産である保険準備金の運用から生じる所得（浜田,2001 p. 110）」である。これは、貯蓄性の保険の契約者の資産である保険準備金の運用による財産所得であり、68SNA では配当および利子の受取として計上されていた。しかし、この所得は、実際には、家計に分配されるのではなく保険企業に留保され、家計調査では捕捉されない。ここでは、家計調査に定義を統一するために、SNA の可処分所得からこの項目を控除した。

次に2の「その他の経常移転」であるが、SNA において、贈与金・仕送り金など家計部門内での移転取引や、宗教法人への寄付金など民間非営利団体への移転は、「その他の経常移転」に計上されている²⁴。一方で、家計調査においては、贈与金等の受取は「特別収入」のうちの「受贈金」として所得に計上されて家計調査可処分所得に計上され、贈与金の支払は「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」・「受贈金」として計上されている。ここでは、家計調査の定義に統一するために、SNA の可処分所得・消費それぞれに「その他の経常移転」の支払を加えた。ただし、家計調査の贈与の受取・支払には「遺産相続」に関する取引も含まれていることには注意が必要である。原理的には、SNA において遺産相続は家計間の「資産の移転」と認識され、所得支出勘定ではなく資本調達勘定で記録されることになる。しかし、実際には、完全に家計間の取引である遺産相続は支払と受取が相殺されるため制度部門別資本調達勘定には記載されない。すなわち、家計調査の可処分所得と消費支出は遺産相続の分だけ SNA とは異なっている。しかし、遺産相続が家計調査でどの程度記録されているか確認する方法がないため、ここでは特段の修正はしていない。

こうした巨額の贈与や遺産相続の際には、贈与税や相続税が発生するが、それらの税に該当する項目が3の「資産税」である。贈与そのものは上で述べた通り家計調査の概念に近づけることができるが、贈与・遺産相続に際して発生する贈与税や相続税の扱いが家計調査と SNA では異なっている。家計調査においては、贈与税・相続税は「他の税」として「非消費支出」に分類されるが、SNA においては直接税ではなく家計から一般政府への「資本移転」として計上される。そのため、定義の統一にはこれらの税を可処分所得から控除する必要がある。岩本・尾崎・前川(1995)では「資本移転額」全額を贈与税・相続税とみなして②非消費支出に分類し可処分所得から控除していたが、93SNA の導入によって「資産税」が独立して表象されることになり、より正確な分

²⁴68SNA では、自動車免許交付料や旅券手数料などの強制的手数料も経常移転として非消費支出として計上されていたが、93SNA になり最終消費支出に計上されている。

類が可能となった。ここでは、その「資本調達勘定」のうちの「資産税」をSNAの可処分所得から控除することで家計調査の概念に統一した。

4の「非生命純保険料」とは、68SNAでは「損害保険料」と呼ばれていたものである。非生命保険とは、生命保険以外のリスクを網羅した全ての保険に対する支払であり、貯蓄として扱われる生命保険とは別に計上されている。この項目は、SNAでは「非消費支出」として扱われているのに対し、家計調査では消費支出の項目である「その他の諸雑費」として計上されている。そこで、岩本・尾崎・前川(1995)に従い、SNA側の可処分所得・消費の両方に加えることで家計調査の定義に統一した。

5の現物収支とは、「外部からのもらい物、自家菜園の産物などである。これらはまず「現物収入」として収入の該当する項目に分類され、同時に「現物支出」として支出の該当する項目に分類される(家計調査年報・収支項目分類の基本原則)」ものであり、岩本・尾崎・前川(1995)で初めて調整された項目である。購入金額の一部を勤務先などが負担することで、安い価格で購入した場合も、その負担された分を現物として取り扱っている。こうした現物取引は、SNAでは計測されているが、家計調査では通常を受取・支払には含めていない。ここでは、岩本・尾崎・前川(1995)に従い、現物の収支を可処分所得および消費支出に加えることで、SNAの基準に統一した。

最後の、「在庫品評価調整額」とは、個人企業の営業余剰のうち在庫品の評価額が変更されることによって生ずる損益を調整する項目である。金額的には小さいが、概念的にはSNAでのみ計上されている項目であるため、岩本・尾崎・前川(1995)に従いSNAの可処分所得から控除することで家計調査の基準で統一した。

2.3 利子支払について

SNAと家計調査の違いの原因として先行研究で指摘されているものの一つとして、借入金の利子の支払がある。借入金の利子の支払は、移転支出として「非消費支出」に計上されるべき項目であり、所得から控除され可処分所得を減少させる項目である。これは、「貯蓄」と認識されるべき借入金の元本の返済とは区別される必要がある。実際にSNAでは「第1次所得の配分勘定」において、「消費者負債利子」および「その他の利子(さらに農林水産業・その他の産業・持家に分割される)」に分類して、第1次所得バランスから控除している。すなわち、最終的に計算されるSNAの可処分所得からも控除されている。

家計調査では、この利子支払いの取扱いが混乱している。原則としては、SNAと同様であり、家計調査年報の「調査の概要」における「収支項目分類の基本原則」では、「非消費支出」とは、

税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出及び借金利子などから成る。」と定義されている²⁵。つまり、利子の支払いが非消費支出であることは明示されており、貯蓄として扱われる元本の返済である「借金返済」とは区別されているはずである。しかし、一方で、同じ家計調査年報の「家計収支の概要」において、「土地家屋借入金返済額には、支払い利子が含まれている」と書かれている²⁶。すなわち、少なくとも土地家屋借入金返済額については、利子支払であるにも関わらず、貯蓄として扱われているのである。実際の調査で、住宅ローン等の借入金の返済において「支払利子と元本の区別が事実上は困難である（中村, 1999 p.70）」ことから、元利ともに「借金返済」として扱われている可能性が高い²⁷。その意味で、SNA と家計調査では異なった扱いがされていると考えられるのである。いずれにしても、先行研究ではSNAにおける「財産所得（支払）」のうちの「利子」を②非消費支出から可処分所得に振替えており、ここでも同様の調整をする。この支払利子の解釈については議論の余地があるためここでは他の項目と別に記したが、貯蓄率の定義を一致させるための調整方法としては他の項目と同様である²⁸。

支払利子を可処分所得とみなすことは、残余項としての「貯蓄」を同額増加させることになり、貯蓄率を引き上げる効果を持つ。家計の支払利子の大きな部分を占めるのが「土地家屋借金」と分類される住宅ローンの返済利子であり、住宅ローンの残高が多い時点では貯蓄率を大きく引き上げる効果も大きい。

2.4 概念調整済の貯蓄率

上記の概念調整を行なった項目を、SNA と家計調査のどちらを変更したのか、可処分所得・消費のどちらを変更したのかで整理し、まとめたものが（表2）である。可処分所得に「+」となっている項目は、調整を行なった側の統計の貯蓄を増加させ、貯蓄率を引き上げる効果がある。逆に、消費が「+」となっている項目は、貯蓄率を引き下げる方向に働く項目である。それぞれの概念調整の重要性を示すために、2005年時点での各項目の金額についても示した。

この表から、持家関連の調整が金額的に最も重要な調整であることが分かる。持家の営業余剰が帰属家賃を下回るため、持家関連の項目を調整することで可処分所得が約30兆円減少するのに対し消費は約45兆円減少しており、貯蓄率を7%引き上げる効果がある。一方で、持家以外の調

²⁵平成19年家計調査年報 p.459 参照。

²⁶平成19年家計調査年報 p.26 参照。この点については、岩本康志教授に指摘していただいた。記して感謝したい。

²⁷実際の調査で使われる調査票のうち、「口座自動振替による支払」のシートにおいて、「住宅ローンの返済」という項目があるが、そこでは元利を分離する項目は存在していない。

²⁸植田・大野(1993)や岩本・尾崎・前川(1995)ではこの項目をSNAと家計調査の「概念の違い」として扱っており、中村(1999)では家計調査の調査実務上の限界としての「誤差」と位置づけている。

整項目は、その多くがSNAでは非消費支出として計上されていた項目を消費支出へと変更するものであるため、SNAの消費を増加させ貯蓄率を低下させる効果があり、むしろ家計調査との乖離を大きくしている。さらに、「保険契約者に帰属する財産所得」の調整の影響が大きく、これらの効果を合計すると帰属家賃の調整による貯蓄率引き上げ効果をほぼ打ち消してしまい、概念を調整しない貯蓄率とほぼ同じ水準になっている。

その上で、支払利子の調整すると、可処分所得・貯蓄が13.6兆円増加して288.7兆円となり概念調整前の290.7兆円とほぼ同じ水準となる。消費は、帰属家賃の調整分等で約20兆円減っており、全ての概念調整をすると再び7%貯蓄率を引き上げることになる。

この全ての項目を調整したSNAおよび家計調査の貯蓄率を時系列的に示したのが(図3)である。ほとんどの項目がSNAを家計調査の基準へ変更したものであるため、概念調整はSNAの貯蓄率に大きな影響を与えているのに対し、家計調査の結果は調査対象範囲を調整したものからはほとんど変化しない。(図3)には持家に関する項目のみを調整した結果も示したが、持家関連の項目を調整するとSNAの貯蓄率が約7%前後引き上げられ、全ての項目を調整した結果とほとんど差がない。便宜的に帰属家賃だけを調整した研究も存在したが、結果的にはほぼ適切な概念調整となっていたのである。

本節では、SNAと家計調査の対象範囲の違いと、両統計の貯蓄率の概念の違いを調整した。その結果、もともとのデータでは2006年時点で24%ポイントあった2つの貯蓄率の乖離は、無職世帯の貯蓄率を考慮することで家計調査の貯蓄率を10%ポイント程度引き下げられ、概念の違いを調整することでSNAの貯蓄率が7%ポイント引き上げられることで、約7%にまで縮小した。言い換えれば、乖離の約40%は対象範囲の違い、約30%は概念の違いで説明されており、合計として乖離の約70%が説明できるという結果となっている。これは、乖離の約3分の2が説明可能とした岩本・尾崎・前川(1995)の結果と整合的であり、ここでの結果は既存の先行研究の結果を新たに利用可能となった統計で確認したものである。ただし、依然として7%ポイント程度(全体の約30%)の乖離が残されており、先行研究で残された問題は解決されていない。

3 家計調査の誤差と貯蓄率の乖離

3.1 家計調査の誤差

前節までは、SNAと家計調査の調査対象範囲の違いと概念の違いに焦点を当て、貯蓄率の乖離を説明することを試みた。しかし、既知の対象範囲の違いや概念の違いでは、乖離の約70%しか

説明することができなかった。そこで、本節では、統計上の誤差によって2つの統計の乖離が説明可能であるかを検討する。ただし、ここで考える「誤差」とは、通常の標本調査論で想定されているような「標本誤差」ではなく、捉えるべき概念と実際の統計で計測されているものとの食い違いを想定している。

以下では、家計調査の誤差についてのみ検討しているが、その理由は3つある。まず、統計的な誤差を検討した岩本・尾崎・前川(1996)では、さまざまな統計や手法を用いて2つの統計の誤差を検討しているが、基本的にSNAでは大きな問題が発見されなかったことである。彼らは、家計調査の問題点を具体的には指摘できていないが、乖離の原因は家計調査の誤差の可能性が高いと結論付けていた。第2に、国際的に見ても「世帯調査」の問題点を指摘する研究が存在していることである。例えば、Banks and Johnson(1998)では、英国のFamily Expenditure Surveyの信頼性に対して包括的な検討を行っており、世帯調査はおおむね経済の実態を捉えているが、いくつかの項目では大きな誤差が存在している可能性が否定できないとしている。海外の研究であるため直接は適用できないが、日本においても家計調査の精度について検討する必要があると考えられる。そして第3の理由が、検討するための統計の存在である。2002年から家計消費状況調査が開始され、家計調査と直接比較が可能な統計が利用可能となった。この統計を利用することで、家計調査の結果を客観的に分析することが可能となっており、検討する意義も大きいのである。

実際の家計調査の記入誤差は、多くの場合、調査客体である家計も認識していない所得や支出が関係するケースが多い。その典型的な例が、上で見た借入金に対する利子の支払である。家計調査は個別の世帯が家計簿を記入する方式で調査されており、調査負担や統計に対する理解の観点から調査実務上の限界が存在しており、調査における解決は困難である。しかし、その誤差の大きさを定量的に把握することは、統計のクセを理解するうえでも重要な情報である²⁹。

3.2 家計調査と家計消費状況調査の比較

岩本・尾崎・前川(1996)では、概念調整後でもSNAと家計調査の貯蓄率が乖離していることに対して、SNAの推計誤差と家計調査の記入誤差の両面からその原因を分析した。その方法は、消費や所得の内訳ごとに家計調査で推定された1世帯あたりの金額に国勢調査・労働力調査などで推定された世帯数を乗じることで「マクロ」の数値を作成し、SNAの内訳項目と比較するという方法であった。この方法は世帯数や世帯構成別の消費に関して多くの仮定が必要であり、2つの統計の乖離を定性的には発見することはできても、乖離の原因を詳細に特定したり、定量的に把握

²⁹宇南山(2009)では、家計調査の統計としての問題がサーベイされている。

することは困難であった。

それに対し、2002年から公表が開始された「家計消費状況調査」を活用することで、より直接的に家計調査の記入誤差を評価することができるようになった。家計消費状況調査は、家計調査と同じ総務省統計局が調査・公表している月次の統計であるが、サンプル数は約4倍の約3万世帯となっている³⁰。家計調査と同じく、家計消費を捉えるための統計であるが「消費や購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的」として、耐久消費財など66品目が事前に選定され購入の有無・購入金額を調査する「プリコード方式」で調査されている。家計調査に比べサンプル数が格段に大きく、従来から家計調査の問題点として指摘されていた品目に特化しているため、調査品目に関してはより正確な支出金額を把握していると考えられる。また、この2つの統計の支出に関する分類が類似しているため、項目ごとに比較することも容易である。ここでは、家計消費状況調査の調査対象である66品目のうち、家計調査と比較可能な品目を選定し再構成することで50品目の系列を構築した³¹。

(表5)は、家計消費状況調査の全調査品目について、家計調査との対応関係を示したものである。さらに、比較可能な50品目について2002年から2008年までの年平均の支出額を2つの統計で計算し、家計調査の支出額を家計消費状況調査の支出額で除した比率も示している³²。この比率は、標本誤差を除けば、100%となるはずであり、家計調査の結果が「過少」であるならば100%を下回ることになる。この比率をみると、ほとんどの品目で家計調査の支出額は家計消費状況調査の支出額よりも少なく、比率は100%よりも大幅に低い水準となっている。これまでも家計調査の支出額が過少である可能性は指摘されており、もともと耐久消費財などで家計調査での精度が低い品目に重点をおいた調査であることも考慮すれば、おおむね予想された結果である。しかし、ここでは、過少性という定性的な結果だけでなく、信頼性の高い代替的な統計と直接比較することで誤差を定量的に計測した点が大きな改善である。

(表4)のパネルAでは、両統計の各年・50品目の合計の支出額を示した。この表から、比較可能な品目全体では、家計調査の支出額が家計消費状況調査の支出額よりも約4.7万円ほど少なく、家計消費状況調査を真の値とすれば約30%過小であることを示している。しかも、この比率は、2002年以降の7年間でほぼ安定的である。さらに、こうした過少性が貯蓄率に与える影響を評価するため、家計調査の「消費支出」と家計消費状況調査の「支出総額」を比較したものを(表4)のパネルBに示した。

³⁰回収率が家計調査などよりも低いいため、実際の集計世帯数は2万世帯前後である。

³¹2004年までは65品目。また、64品目に加え「仕送り金」と「贈与金」の2項目も比較可能である。

³²二人以上の世帯・農林漁家を含む・全世帯の結果から計算している。

家計消費状況調査の「支出総額」は、完全な家計簿の提出が要求されていないため、家計調査の「消費支出」より精度の低い可能性はあるが、概念的にも直接比較可能な項目である。この支出総額の比較によれば、家計調査の支出額は家計消費状況調査の支出額よりも約 5.7 万円少なく、比率ではほぼ安定的に約 85%となっている。これは、上のパネル A で示された 50 品目合計の支出額の差が 4.7 万円であったことを考慮すると、家計調査の過少推定が主に耐久消費財などの家計消費状況調査の調査品目で発生していると考えられる。結局、家計調査の支出データは、家計消費状況調査の調査品目に関しては約 30%過少であり、それを消費全体で評価すると約 15%の過少推定に相当していた。しかも、この比率は、2002 年から 2008 年の範囲では極めて安定しているのである。

家計調査の支出額が過少となる理由にはいくつかの要因が指摘されている³³。その要因の 1 つが、自動車購入に関する家計調査と家計消費状況調査の概念の違いである。家計消費状況調査では購入した自動車の価格が調査されているのに対し、家計調査では「自動車を買換えた場合には、新たな自動車の購入金額から所有していた自動車の下取り金額を控除した額を「自動車購入」への支出として計上（平成 19 年家計調査年報 p.459）」されているのである。この影響は消費を約 15,000 円程度引き下げており、金額的にも大きく、家計調査の支出額の過少性の重要な要因である。

SNA においても、家計が中古車を購入する場合「売り手の家計は同額のマイナスの最終消費を行なうとみなされ（中村, 1999: p.18）」仲介業者のマーヅンを除けば家計全体では消費にも所得にも計上されていない。つまり、SNA では新車の購入は全額消費支出に計上されており、家計消費状況調査の取扱いと一致している。そのため、家計調査の自動車購入の金額は、家計消費状況調査の支出額より小さいだけでなく、SNA との乖離の原因にもなっているのである。

他の要因として、家計調査の調査世帯が本来記載すべき高額な財・サービスを家計簿に記載する必要がないと誤解している可能性も指摘されている。家計調査は自由記入の家計簿方式で調査されるため、事前に品目が決まっているプリコード方式を採用している家計消費状況調査よりも誤解の発生する可能性が高く、潜在的に過少性の原因となる。これは、一般に観察不能であるため、妥当性の検証は困難である。しかし、固定電話通信料・インターネット接続料・家賃など定期的に支払う支出が両統計でほぼ一致しているのに対し、ステレオセットや食器戸棚のような耐久財・挙式披露宴費用や葬儀法事費用など購入頻度の極端に低く、家計簿との親和性の低い品目

³³家計調査の調査世帯数が 9,000 であることから、購入頻度の少ない財の購入者がサンプルで把握できないとする議論がある（例えば総合研究開発機構（2008）を参照）。しかし、サンプル数の問題であれば、標本誤差を発生させたとしても、構造的なバイアスの原因とはならない。

で大きな差が生まれていることは、この問題の存在を示唆している。さらに、品目分類の実際上の違いが原因になる可能性もある。これは、家計消費状況調査が事前に品目を指定して調査しているため、個々の財サービスだけでなく付随した財サービスが含まれることで発生する。例えば、家計消費状況調査の自動車購入には、家計調査では別の項目として表象されている自賠責保険や重量税などへの支出額も含まれている可能性がある。

こうした調査実務上の問題に加え、家計調査のサンプルの偏りの原因となる可能性もある。宇南山(2009)では、家計調査の調査世帯が家計消費状況調査と比較して専業主婦世帯に偏っている可能性を指摘している。実際、両統計の有業人員を比較したのが(表3)であり、家計調査のほうが有業人員が約0.15人少なく、共働き世帯が過少になっている可能性が示唆されている。共働き世帯が、専業主婦世帯よりも耐久財などの品目により多く支出をするのであれば、家計調査の支出額が過少となる可能性は高い。しかし、この要因についても、公表データの範囲では定量的に把握することは困難である。

結局、家計調査の消費支出は安定的に約15%過少であると考えられるが、その原因は調査そのものの性質・限界に密接に関係しており公表データだけでは十分な分析ができない。そのため、ここではより根源的な解決については今後の課題として、定量的には安定的に約15%の過少推定があることを仮定して貯蓄率を修正する。すなわち、1986年以降の全期間について、家計調査の消費支出を1.17倍(1/0.85)する。家計調査の消費支出のうち、家計消費状況調査の調査対象品目について、家計消費状況調査の該当品目の結果を代入する方法も考えられる。しかし、その方法は2002年以降のみ適用可能であり、その期間に限れば、合計の消費支出金額は方法によらずほぼ一致する。

結果として計算される貯蓄率は、消費性向が約80%であることに注意すると、消費を1.17倍することで約12%低下する。ここまでの考察により、貯蓄率の乖離は2005年時点で6.5%ポイントまで縮小していたが、家計調査の消費の過少性を調整することで、むしろ家計調査の貯蓄率がSNAの貯蓄率を下回ることになる。

3.3 財産収入と貯蓄率

前節の通り、消費の過少性を考慮すると、貯蓄率の乖離は「なぜ家計調査では貯蓄率が高いのか」ではなく「なぜ家計調査では貯蓄率が低いのか」という問題となる。SNA統計については問題がないとすれば、消去法的に家計調査の可処分所得に問題があると考えられる。家計調査の収入の項目のうち、最も問題があると考えられるのが「財産収入」である。SNAで見ると、財産収

入とは家計の資産から生み出される所得であり、重要な所得の源泉であるが、世帯統計での把握には多くの問題が指摘されている。例えば、高山他（1989）では全国消費実態調査の資産・負債編を活用することで「保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過少に記載されている」可能性を指摘している。また、岩本・尾崎・前川（1996）および浜田（2007）では家計調査の1世帯あたりの金額に世帯数を乗じて「マクロ」の財産収入を計算しSNAの該当項目と比較しているが、家計調査から計算された数値はSNAの数値の約5%に過ぎず、他の収入項目と比較しても家計調査とSNAの乖離が特に大きいことを指摘している³⁴。

さらに、(図4)では、貯蓄動向調査の金融資産残高と年間収入の比率と(図1)で示されるSNAと家計調査の貯蓄率の乖離の関係を示した。この図から、貯蓄率の乖離が顕著になった1980年代に、金融資産残高が急激に増加していることが分かる。金融資産の増加は利子収入や配当収入を増加させるため、財産所得を構造的に増加させ、その把握に誤差があれば貯蓄率が乖離する重要な原因となる。そのため、資産の蓄積と貯蓄率の乖離の拡大が平行に変化していることは、資産所得が乖離の要因であることの間接的な証拠である。

家計調査においては、資産からの所得は金融資産・実物資産の区別はなく「財産収入」としてまとめて表象されている。家計調査年報「収支項目分類の例示」によれば、「金融資産、土地及び無形資産（著作権・特許権など）の賃貸によって発生する収入。預貯金利子 貸金利子 株式配当金 公社債利子 立看板（広告）の貸地料 土地の権利金収入（家計調査年報・家計収支編・平成19年p.481）」によって構成されている。一方、SNAで該当するのは一次所得のうちの「財産所得」の部分であり利子・配当・賃貸料に分類されて表象されている³⁵。

SNAと家計調査の財産収入を比較するために、まずSNAの利子・配当・賃貸料の合計と家計調査の財産収入の推移を示したものが(図5)である。この図から、バブル経済の最盛期である1991年前後に財産収入がピークとなり、その後のゼロ金利を背景に財産所得は低い水準を推移しており、少なくとも時系列的な推移は、両統計で類似していることが分かる。ただし、SNAの「配当」には株式等の配当に加え、家計調査の財産収入には含まれない「役員賞与」も含まれており潜在的には概念の違いを含んでいる。しかし、その影響の大きさを評価するためにSNAの財産収入から「配当」を除いたものも示したが、SNAにおいて配当が財産所得全体に占める割合は2000年までは15%以下であり、概念の差の影響は小さいと考えられる。つまり、2つの統計の財産収入は、時系列的には類似した動きをしているが、その水準は大きく異なるのである。

³⁴世帯調査における財産所得の過少性については、海外でも指摘されている。例えば、Atkinson *et al* (1995) および Banks and Johnson (1998) を参照。

³⁵保険契約者に帰属する財産所得はすでに概念調整のため除外されている。

しかし、財産収入の水準の違いを直接比較するためには、世帯数などの情報が必要であり、新たな誤差を生む可能性がある、ここでは、頑健性をチェックするために、いくつかの方法で比較することとする。第1の方法として、多くの先行研究で採用された方法であるが、SNAの財産所得を1世帯あたりに直して家計調査の結果と比較する。例えば、1990年のSNAでの財産収入は39兆円であるのに対し国勢調査での世帯数は4104万世帯となっている。すなわち、1世帯あたりの月平均の財産収入は約7.9万円となっている。一方で、家計調査の「二人以上世帯（勤労者世帯＋無職世帯）」で計算される平均の財産収入は月0.3万円となっており、家計調査が大幅に少ない。同様に、2005年では、SNAでの1世帯あたり財産収入が1.3万円であるのに対し、家計調査は991円となっている。すなわち、この方法によれば、家計調査とSNAを比較すると、10倍から30倍の差が存在しているのである。

ただし、厳密には2つの統計を比較するには、その計上のタイミングを考慮する必要がある。SNAでは財産所得の受払いは「発生主義（現金が動く時点で計上する「現金主義」ではなく、取引が行なわれたり資産・負債の増減が生じた時点で計上する）により記録されるため（浜田, 2001）、定期性預金などの利子収入は利子が発生した時点で（すなわち毎年）収入が計上される。一方、家計調査では、家計が利子収入を認識する時点で記録される可能性が高く、満期を迎えた時点で利子等を計上していると考えられる。そのため、家計資産が長期の定期性預金などで保有されると、財産収入が計上されるタイミングは大きく異なる。しかし、計上するタイミングだけの違いであれば財産収入の長期的な合計は等しいはずであり、バブルが崩壊してから10年が経過した2000年以後も一貫して家計調査が低い水準にあることから、ここでの水準の違いを、計上のタイミングの違いとみなすことはできない。

第2の方法として、可処分所得に占める財産所得の割合を比較した。家計調査およびSNAにおける、財産所得・可処分所得はすでに見たように概念調整がされており、その割合は両統計で近い水準となるはずである。（図6）パネルAでは、家計調査およびSNAで可処分所得に占める財産所得の割合を示した。この図より、（図5）で示した財産所得そのものの動きと同様に、時系列的には類似した推移を見せている。この方法で見ると、最も財産収入の大きかった1991年には、SNAの可処分所得のうち14.9%は財産所得であったのに対し、家計調査では0.8%に過ぎず約20倍の差があった。2005年になっても、その傾向は変わらず、SNAで4.5%のシェアがあるのに対して、家計調査は0.3%となっている。すなわち、第1の方法で見たのとほぼ同じ程度の違いが存在している。

さらに、第3の方法として、家計資産のデータを用いて資産の利回りを計算する方法がある。家

計資産のデータは、SNA については「国民経済計算年報・ストック編・制度部門別勘定・家計」から得ることができ、家計調査については付帯調査である「貯蓄動向調査」および家計調査「貯蓄・負債編」で把握可能である。貯蓄動向調査は、家計調査の調査対象世帯のうち、8月から10月に調査開始された世帯の貯蓄・負債の動向を捉えた統計であり、概念的には家計調査の結果と比較可能な統計である³⁶。その家計資産で財産所得を割ることで家計の金融資産の利回りを計算することができる。ただし、貯蓄動向調査および家計調査「貯蓄負債編」では実物資産の情報が利用できないため、金融資産だけに注目することになる。一方で、家計調査の財産収入のデータでは、金融資産からの収入と実物資産からの収入とを区別されておらず、厳密には金融資産の利回りを計算することができない。そこで、便宜的に、家計調査における家計資産の利回りを「財産収入」を「生命保険など」を除いた金融資産で割ることによって計算し、SNA については「利子」と「配当」の合計を「現金・預金」・「株式以外の証券」・「株式・出資金のうち株式」で割ることで計算した³⁷。その意味では、家計調査では金融資産の利回りを過大に評価している可能性がある。

こうした概念上の問題に加え、この方法は資産のデータが必要であり、家計調査とSNAを比較するという観点からは追加的な誤差を導入する可能性がある。しかし、各時点での金利のデータなどと比較することでSNAと家計調査のどちらが妥当な水準であるかを検証できるという利点を持っている。計算された利回りを示したのが(図6)パネルBである。この図には比較のために長期国債の利回りと郵便貯金の定額貯金(3年もの)の金利も示した。SNAの家計資産の利回りを見ると、1991年にピークとなり年率5.1%であったが、その後2005年時点では0.6%にまで低下している。この水準は、長期国債の利回りや定額貯金の金利とほぼ平行であり、妥当な水準である。一方、家計調査から計算される家計資産の利回りは、最も高かった1992年でも0.5%であり、SNAと比較して約10分の1であり、市場金利と比較しても極端に低い。すなわち、利回りの観点からも、家計調査の財産収入が過少であることが強く示唆される。特に、上でも述べたように、家計調査の利回りには実物資産からの収入も含まれているという点で過大となっているが、それでもSNAよりも低い利回りなのである。

結局、これらの観察により、財産所得に関して家計調査が過少に推計している可能性が高く、実際の財産収入の5%から10%程度しか捕捉していないことが分かった。そこで、家計調査における財産所得の過少性が貯蓄率の乖離にどのような影響を与えているかを検討する。具体的には、家計

³⁶2002年から家計調査に統合され、貯蓄・負債編となった。

³⁷金融資産のうち、生命保険に関する部分は財産収入に含まれないこと、および企業年金の積立金などがSNAでは家計の資産として計上されているのに対し貯蓄動向調査では把握されていないことから、SNAの「保険・年金準備金」および貯蓄動向調査の「生命保険など」は金融資産から除外した。

調査の財産所得の水準が SNA の水準と同程度になるように可処分所得を調整し、その調整可処分所得を使って貯蓄率を計算するのである。どのように調整するかについて 3 つの方法を検討する。

第 1 の方法は、財産収入を SNA・家計調査ともに可処分所得から控除する方法である。この方法は、計算される貯蓄率の経済学的な意味を損なうことになるが、両統計の定義を整合化するという意味においては有効であり、しかも追加的な仮定なしで計算が可能という意味で誤差の小さい方法である。そこで、ここまで調整した財産収入を両統計から控除して貯蓄率を計算したものを(図 7) パネル A に示した。SNA の可処分所得から財産所得を控除した結果が「SNA (財産所得を控除)」であり、家計調査の可処分所得から財産収入を控除したものが「家計調査 (財産収入を控除)」である。この調整では、財産所得に関する税は調整されておらず、上で述べた財産所得の計上のタイミングの違いなどがあるため、多少の乖離は残されているが、貯蓄率の水準・時系列的な推移を概ね近づけることができた。すなわち、この結果は財産収入以外の違いによる貯蓄率の乖離は大きくないことを示している。

第 2 の方法として、家計調査の財産収入を家計資産のデータと市場金利から計算される「推定財産収入」で置き換える方法である。この方法は、家計資産のデータと整合的な財産収入を計算できることが利点である。概念的な問題としては、まず、上でも述べたように貯蓄動向調査や家計調査「貯蓄・負債編」では実物資産のデータが入手できないため、ここで推定可能な財産収入は、金融資産からの収入に限られるという点である。この点を考慮するために、SNA の財産所得から「賃貸料」を控除して比較する。次に、適切な利回りとしてどのような指標を用いるかの問題がある。ここでは、長期国債の金利を「適切な利回り」として使用したが、実際の家計の資産運用がどのようなものであるかについてはさらに検討が必要であろう。さらに、金融資産のデータの信頼性そのものも問題となりうるが、ここでは特に修正をせず、「生命保険など」を除く金融資産全体を家計資産のデータとして用いた。

家計資産が長期国債金利と同じ水準で運用されていたとした場合の貯蓄率を示したのが、(図 7) パネル B である。SNA で賃貸料を控除すると貯蓄率は約 1%ポイント引き下げられるが、趨勢としては大きな影響はない。家計資産で財産収入を補正した家計調査の貯蓄率は、消費の過少性の問題を調整した貯蓄率を最大 9.5%ポイント引き上げ、特に、1995 年以降は SNA の推移をフォローしている。これは、財産収入が家計資産と整合的な水準となっていれば、乖離の大部分が解消できることを示している。

最後に第 3 の方法として、可処分所得に占める財産収入の割合を SNA と家計調査で等しくなるように修正することを考える。家計調査の財産収入の適切な水準を推計するのに、SNA の財産収

入を世帯数を用いて1世帯あたり変換する方法が考えられるが、世帯数にも誤差が含まれる可能性があり、単身世帯等の影響を考慮する必要があるため誤差が大きい方法となる。また、上で見たように、家計資産の利回りから財産収入を修正する方法では、資産や財産所得の定義の違い・利回りの水準の適切さ・資産のデータの精度等から、必ずしも完全な調整とはならない。それに対し、財産収入の比率はSNAと家計調査のみで計算が可能であるため、他の統計を必要とせずに計算することができるため、統計の乖離を説明するという観点からは望ましい方法であると考えられる。

(図6)で見たように、SNAと家計調査における財産収入は水準は大きく異なるが時系列的な変化は類似していた。これより、家計調査が「真の財産収入」の常に一定割合だけを把握していると推定することができる。もちろん、この比率が一定であることを検証するために、家計調査が完全に財産収入を把握できない理由を明らかにする必要はある。しかし、統計の制約から、ここでは把握している割合が一定であることを前提に、家計調査の財産収入を定数倍することで修正する。

具体的に、家計調査の財産収入に乗ずる係数は次のように求めた。定数を与えれば、家計調査での財産収入が可処分所得に占める割合が計算できる。その割合とSNAから計算される割合の差の2乗を21年分合計し、その誤差2乗の和が最小になるように定数を決める。その結果の定数は15、すなわち家計調査の財産収入を15倍すれば平均的に見て可処分所得に占める割合の動向がSNAと同様になるのである。これは、家計調査の財産収入がSNAで把握される財産所得の5%程度に過ぎないとした浜田(2007)の結果と整合的であり、妥当な水準である。

家計調査の財産収入を15倍して可処分所得に加えて貯蓄率を計算したものを(図8)に「家計調査(財産収入×15)」として示した。この調整方法によると、両統計の貯蓄率の水準・推移は極めて近く、乖離の問題はほぼ解決されたと言える。特に、SNAで観察されていた1990年以降の貯蓄率の低下を家計調査でも捉えることができている。

これまで、SNAでは貯蓄率の低下が観察されていたが、家計調査では観察されていなかったため、どのような世帯がなぜ貯蓄率を低下させたのかを分析することが困難であった。しかし、ここでは、対象範囲・貯蓄概念の相違・家計調査の誤差を考慮すれば2つの統計が示す貯蓄率の動向は同じであることを示した。すなわち、日本の貯蓄率に関して、マクロ的な分析とミクロ的な分析が整合的に行なうことができるようになったのである。

4 自営業者等の貯蓄率

ここまでの議論によって、SNAと家計調査の貯蓄率の乖離はほぼ完全に解消することができた。しかし、第2節で論じたように、家計調査では自営業者等の所得を調査しておらず、貯蓄率を計

算することができないため、勤労者世帯と無職世帯の所得・消費を「家計調査の結果」として用いている。そのため、自営業者等³⁸の貯蓄率が「勤労+無職」の結果と大幅に違っているならば、SNA と家計調査の結果が一致していることはむしろ貯蓄率の乖離の問題が解消されていないことを意味する。

そこで、自営業者等の貯蓄率を計算し、その妥当性を検討する。具体的な計算手順は以下の通りである。まず、SNA の貯蓄率を「真の貯蓄率」とみなして、(家計調査で計算される)自営業者等も含めた全世界帯の消費のデータから「全世界帯」の可処分所得を計算する。次に、その全世界帯の可処分所得から、観察されている勤労者世帯・無職世帯の可処分所得を控除することで自営業者等の可処分所得を計算することができる。その計算された可処分所得と、自営業者等の消費のデータを用いれば「自営業者等の貯蓄率」が計算可能である。

先行研究では、上記と同じ手順で、SNA と家計調査の貯蓄率の乖離を家計調査で調査されない世帯の行動に「しわよせ」して、家計調査の標本の問題点を検討している(植田・大野, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995)。先行研究では、計算された貯蓄率が非現実的な水準・推移となっており、家計貯蓄率の乖離を説明するには無理があるとされていた。ここでも同様に、自営業者等の貯蓄率を計算し、その貯蓄率の妥当性によって、ここまで述べてきた貯蓄率の修正方法の妥当性を評価する。

(図9)は、上記の「しわよせ」によって計算された自営業者の貯蓄率である。ただし、ここでは消費支出を1.17倍し、財産収入を15倍するという調整方法に基づいて計算している。自営業者等の貯蓄率がおおむね25%前後で推移しており、勤労者世帯の貯蓄率と比べやや高い。戦後の日本において、自営業世帯の貯蓄率は勤労者世帯の貯蓄率よりも高い可能性は多くの先行研究で指摘されており(例えば、小宮, 1963; 橘木, 1994)、水準としては妥当であると考えられる。

また、自営業世帯の貯蓄率が不安定であるが、これは、しわよせによる計算手順の性質と自営業者等の世帯の世帯数分布が全世界帯の約20%であることに起因している。SNA および家計調査の勤労者世帯・無職世帯の結果に通常の意味での標本誤差が生じていれば、自営業者等の貯蓄率に反映される。しかも、世帯の割合が相対的に小さいため、約4倍の誤差となってしまうのである。その意味では、自営業の貯蓄率不安定であることは、ここでの議論を本質的に否定するものではない。ただし、ほぼ5年周期の1987年・1992年・1997年および2001年・2006年に貯蓄率が大きく変動していることから、基準改定に関連した統計上の問題を示唆している可能性はあり、今後の課題として分析の必要はある。

³⁸ここで自営業者等とは「無職以外の非勤労者世帯」であり、いわゆる自営業者に加え、法人企業の役員、自由業などが含まれる。

結局、ここまでで修正した家計調査の貯蓄率は、自営業者等の動向を考慮してこなかったが、たとえ考慮したとしても貯蓄率の乖離がほぼ解消されるという結論には影響はない。特に、自営業者の世帯分布が全世帯の約 20%に過ぎないことから、自営業者等の貯蓄率の動向が SNA および家計調査「勤労 + 無職」の結果と極端に異なる限り、ここでの結果を修正する必要はない。

5 まとめと展望：日本の貯蓄率低下の要因

本稿では、近年の統計の利用可能性の拡大を活用して、SNA と家計調査の貯蓄率の乖離の要因を検討した。特に、調査範囲の違い；所得・消費の概念の違い；記入誤差の問題に分けて、各要因の影響を観察した。

調査範囲の違いについては、1986 年からデータそのものは公開されていたが、近年飛躍的に利用の利便性が高まった「無職世帯」の影響が大きく、無職世帯を考慮することで乖離の約 3 分の 1 は解消できた。一方、家計調査の調査対象となったことで新たに利用可能となった農林漁家および単身世帯については、貯蓄率の乖離にほとんど影響はなかった。所得・消費の概念の違いについては、93SNA を活用することで調整は容易になった。しかし、貯蓄率の乖離を説明できたのは、93SNA の導入による影響をほとんど受けなかった帰属家賃や支払利子についての調整であった。これらの項目について、先行研究とほぼ同じ調整をすることで、約 3 分の 1 の乖離を説明した。この結果は、岩本・尾崎・前川 (1995) で貯蓄率の乖離の 3 分の 2 は対象範囲と概念の調整で説明できるとした結果と整合的で、先行研究の妥当性を示す。しかし、先行研究で指摘されていた調査範囲の違いや貯蓄概念の違いを新たな統計の整備を活用して調整しても、貯蓄率の乖離の約 70%しか説明できなかったのである。

残された乖離の 30%の部分については、家計調査の誤差によって説明できることを示した。家計調査の誤差として、まず、耐久財などの記入漏れについて検討した。耐久財等のデータの問題については先行研究でも指摘されていたが、ここでは 2002 年から利用可能となった家計消費状況調査を活用することで、定量的に評価することを可能にした。その結果、家計調査の消費は約 15%ほど過少に把握されていることを示し、その誤差を修正した家計調査の貯蓄率は SNA の貯蓄率を下回る水準となることを示した。

一方、家計調査の可処分所得のうち、財産収入の記入漏れについて検討した。先行研究でも家計調査の財産収入が過少である可能性は指摘されていたが（高山他, 1989; 岩本・尾崎・前川, 1996; 浜田, 2007）、財産収入の増加は家計調査の貯蓄率を引き上げる効果を持つため、乖離を解決する要因として十分に検討されてこなかった。本稿では、近年の統計の整備を活用することで、既知

の要因を調整すると家計調査の貯蓄率がSNAよりも低くなることを明らかにしたため、乖離を解消する要因として十分な検討ができたのである。家計調査の財産収入を、家計資産・市場金利のデータを用いる等の方法で評価し、家計調査の財産収入が実際の財産収入の5%程度しか把握されていないことを示された。この記入漏れを、いくつかの方法で補正するとSNAと家計調査の貯蓄率の乖離はほぼ解消したのである。

これらの検討の際に、所得の情報が利用できないため貯蓄率が計測できなかった無職世帯以外の非勤労者世帯である「自営業者等」の貯蓄率は無視して議論を進めた。しかし、事後的に自営業者等の貯蓄率を計算すると、先験的に予想される貯蓄率と整合的であり、ここでの調整が全世界帯を対象としても妥当であることが示された。

これらの、調整をすると日本の家計貯蓄率は、1990年代半ばから一貫して低下傾向であることが分かった。これまでの研究で、マクロ的な貯蓄率が人口の年齢構成によって影響を受けることが知られており (Fair and Dominguez, 1991; Horioka, 1997; Demery and Duck, 2006; Erlandsen and Nymoen, 2008)、日本のマクロ的な貯蓄率の低下の原因が高齢化の進展であるとされてきた (Horioka, 1997; Koga, 2006; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。引退後の高齢者の貯蓄率は、貯蓄のライフサイクル仮説によれば、マイナスであることが予想され、高齢化の進展により集計したマクロ貯蓄率が低下する原因と考えられてきたのである。実際、(図2)でも示されたように、大部分が引退後の高齢者である「無職世帯」の貯蓄率は一貫してマイナスであり、ライフサイクル仮説と整合的であった。

しかし、1990年以降は長引く不況に対してゼロ金利政策がとられた時期であることに注目すると、家計調査公表データベースでの無職世帯の貯蓄率の推移は大幅な修正の必要がある。高齢者世帯は、多くの金融資産を持っており、高金利であった1990年前後の高齢者世帯の可処分所得は、財産収入を正確に把握できていれば公表データよりも大幅に高い水準であったと考えられる。一方で、ゼロ金利政策下では、そもそも金利収入が少ないため、財産収入の過少性の問題はほとんど発生しない。言い換えれば、無職世帯の貯蓄率は、1990年ごろから現在まで、公表データよりも大幅に低下した可能性が高いのである。

その意味では、マクロ的な貯蓄率の低下の原因は、もともと貯蓄率の低い高齢世帯の割合が増加しただけではなく、高齢世帯の貯蓄率が大きく低下したことも重要な要因と考えられる。その意味で、ここでの結果は、現在の日本のマクロ貯蓄率の低下は、単純なライフサイクル仮説では説明できない可能性を示唆している。しかし、本稿で提示した財産収入の修正方法では、世帯属性によらず一定の調整をしているため、世帯属性別の貯蓄率を正確に計算することはできない。そ

のため、高齢者の貯蓄率が大きく低下したという予想についても、定量的に評価するまでには至らなかった。

今後は、世帯属性別に財産収入の過少性の程度に差があるかを検討し、世帯属性別の修正方法を検討したい。特に、財産収入の修正は、ゼロ金利政策の分析には必須であり今後の重要な課題である。同様に、耐久消費財等の記入漏れについても、発生要因に基づく修正ができなかった。多くが、調査の性質に関連した問題であるため、世帯属性ごとに過少性の程度に違いがあるかを予測することが困難である。ここでは、単純に消費支出全体を定数倍したが、より正確な分析には世帯属性や年次に応じた修正が必要であると考えられる。

結局、本稿では、全体としては家計調査とSNAが整合的であることを示すことはできたが、世帯属性別・年次別の貯蓄率を構築するまでには至らなかった。家計行動に基づいて貯蓄率の動向を分析するためには世帯属性別のデータが必須であり、そのためには世帯属性別に家計調査の誤差に違いがあるかを検討することが今後の重要な課題である。

参考文献

- [1] 岩本康志・尾 哲・前川裕貴 (1995) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (1)：概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』 第 35 号
- [2] 岩本康志・尾 哲・前川裕貴 (1996) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (2)：マイクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』 第 37 号
- [3] 植田和男・大野正智 (1993) 「家計貯蓄率動向の謎：世帯調査と国民経済計算との乖離について」『金融研究 (日本銀行金融研究所)』 第 12 巻第 2 号 127-147 頁
- [4] 宇南山卓 (2009) 「家計調査の課題と改善に向けて」未公開論文
- [5] 小宮隆太郎 (1963) 「個人貯蓄の供給」小宮隆太郎編『戦後日本の経済成長』 159-182 頁 岩波書店
- [6] 総合研究開発機構 (2008) 『統計改革への提言：「専門知と経験知の共有化」を目指して』 NIRA 研究報告書
- [7] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸 (1989) 「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』 第 116 号 経済企画庁.
- [8] 橋木俊詔 (1994) 「自営業者の労働と所得保障」橋木俊詔編『ライフサイクルと所得保障』 151-173 頁 NTT 出版
- [9] 中村洋一 (1999) 『SNA 統計入門』 日本経済新聞社
- [10] 浜田浩児 (2001) 『93SNA の基礎：国民経済計算の新体系』 東洋経済新報社
- [11] 浜田浩児 (2007) 「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」御船美智子/家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ』 ミネルヴァ書房 第 4 章
- [12] 村岸慶應 (1993) 「SNA と家計調査の貯蓄率の比較」『季刊国民経済計算』 第 99 号 pp.18-79
- [13] 吉川洋 (1992) 『日本経済とマクロ経済学』 東洋経済新報社

- [14] Atkinson, A. B., L. Rainwater, and T. M. Smeeding (1995) *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study*, Paris, OECD.
- [15] R. Anton Braun, Daisuke Ikeda, Douglas H. Joines (2008) “The saving rate in Japan: Why it has fallen and why it will remain low” *CARF Working Paper* CARF-F-117.
- [16] Banks, J. and P. Johnson (1998) *How Reliable Is the Expenditure Survey?: Trends in Incomes and Expenditures over Time*, Institute of Fiscal Studies: London.
- [17] Chen, Kaiji, A. Imrohorglu and S. Imrohorglu 2006. “The Japanese Saving Rate.” *American Economic Review*, vol. 96(5), pp. 1850-1858.
- [18] Christiano, Lawrence (1989) “Understanding Japan ’s Saving Rate: The Reconstruction Hypothesis,” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, vol. 23, pp. 2-24.
- [19] Dekle, R. and L. Summers (1991) “Japan’s High Saving Rate Reaffirmed,” *Monetary and Economic Studies*, vol 9, pp. 63-78.
- [20] Demery, D. and N. W. Duck (2006) “Demographic Change and the UK Savings Rate,” *Applied Economics*, vol 38, pp. 119-136.
- [21] Erlandsen, S. and R. Nymoen (2008) “Consumption and Population Age Structure,” *Journal of Population Economics*, vol 21, pp. 505-520.
- [22] Fair, R. C. and K. M. Dominguez (1991) “Effects of the Changing U.S. Age Distribution on Macroeconomic Equations,” *American Economic Review*, vol 81, pp. 1276-1294.
- [23] Hayashi, F. (1986) ”Why is Japan ’s Saving Rate so Apparently High?”, in Stanley Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual*, Cambridge: MIT Press 1986.
- [24] Hayashi, F. (1989) “Is Japan’s Saving Rate High?” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, vol 13(2).
- [25] Horioka, C. (1990) “Why is Japan’s Household Saving Rate so High? A Literature Survey,” *Journal of the Japanese and International Economics*, vol. 4, pp. 49-92.

- [26] Horioka, C. (1997) "A Cointegration Analysis of the Impact of the Age Structure of the Population on the Household Saving Rate in Japan," *Review of Economics and Statistics*, vol. 79, pp. 511-516.
- [27] Koga, Maiko (2006) "The Decline of Japan's Saving Rate and Demographic Effects," *Japanese Economic Review*, vol. 57(2), pp. 312-321.
- [28] World Bank (2008) "Statistical Manual: National Accounts" (available at <http://go.worldbank.org/E8Q0O9ZJI0>)

表 1: 家計調査の対象範囲

	二人以上の世帯		単身世帯
	農林漁家を除く	農林漁家を含む	(農林漁家を含む)
勤労者世帯		2000年から	2002年から
無職世帯	1986年から		
その他の世帯	×	×	×

表 2: SNA と家計調査における概念調整 (2005 年)

調整する理由	調整する統計	調整する項目	SNA (2000 年基準)		家計調査 (勤労者世帯 + 無職世帯)	
			可処分所得	消費	可処分所得	消費
持家関係	SNA	持家の帰属家賃	-	-	-45.7	
	SNA	営業余剰 (持家)	-	-	-27.2	
	SNA	賃貸料 (支払)	+	+	0.3	
社会保障	家計調査	設備修繕・維持		-		-8.3
	SNA	払い戻しによる社会保障給付	+	+	1.2	
保険関係	SNA	保険契約者に帰属する財産所得	-	-	-10.2	
	SNA	非生命純保険料	+	+	3.0	
移転関係	SNA	その他の経常移転	+	+	18.5	
	SNA	資本税	-	-	-1.3	
個人企業	SNA	在庫品評価調整額	+		0.0	
現物収支	家計調査	現物総額	+	+		8.9
支払利子	SNA	利子 (支払)	+		13.6	
概念調整前			290.7	279.5	360.7	303.1
概念調整後			288.7	256.8	369.6	303.7

(兆円)

(千円)

表 3: 家計調査と家計消費状況調査の概要

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	家計調査						
集計世帯数	7,908	7,912	7,896	7,891	7,854	7,830	7,818
世帯人員(人)	3.24	3.22	3.19	3.17	3.16	3.14	3.13
有業人員(人)	1.45	1.44	1.41	1.42	1.41	1.39	1.39
世帯主の年齢(歳)	53.8	54.0	54.4	54.9	55.2	55.7	55.7
	家計消費状況調査						
集計世帯数	20,018	20,392	20,483	19,847	16,868	17,064	17,756
世帯人員(人)	3.26	3.23	3.21	3.19	3.18	3.16	3.15
有業人員(人)	1.59	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.53
世帯主の年齢(歳)	55.6	56.1	56.6	57.2	57.6	58.1	58.5

表 4: 家計調査と家計消費状況調査

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	A. 50 品目の合計額の比較						
家計調査	100,819	99,064	101,323	98,928	97,245	98,616	96,456
家計消費状況調査	148,568	146,296	141,617	142,606	146,252	144,112	140,136
比率	68 %	68 %	72 %	69 %	66 %	68 %	69 %
	B. 消費支出総額の比較						
家計調査	305,953	301,841	302,975	300,531	294,943	297,782	296,932
家計消費状況調査	360,207	361,483	356,243	355,088	358,620	358,450	352,878
比率	85 %	84 %	85 %	85 %	82 %	83 %	84 %

(1 世帯あたり・月平均・円)

表 5: 家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
携帯電話(携帯電話・PHS)使用料	該当あり	73%
固定電話使用料	該当あり	100%
インターネット接続料(プロバイダー料)	インターネット接続料	93%
同上(プロバイダー料と通信料)		
ケーブルテレビ受信料(受信料)	ケーブルテレビ受信料	73%
同上(受信料とインターネット接続料)		
衛星デジタル放送受信料	該当無し	
たんす	該当あり	46%
ベッド	該当あり	40%
布団	該当あり	49%
机いす(事務用学習用)	該当無し	
食器戸棚	該当あり	36%
応接セット	該当あり	42%
ピアノ	該当あり ³⁹	25%
背広服	該当あり	51%
婦人用スーツワンピース	該当なし	
和服(男子用婦人用)	該当あり	40%
自動車(新車)	自動車購入	31%
自動車(中古車)		
自動車保険料(自賠責)	該当あり	51%
自動車保険料(任意)	該当あり	81%
自動車以外の原動機付輸送機器	自動車以外の輸送機器購入	28%
自動車整備費	該当あり	30%
家屋に関する設備費工事費修理費(内装)	設備修繕維持	73%
家屋に関する設備費工事費修理費(外装)		
給排水関係工事費	該当あり	27%
庭・植木の手入れ代	該当あり	39%
家賃	民営家賃 + 公営家賃 + 給与住宅家賃	109%
宅地の地代	地代	55%

家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比（続き）

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
冷蔵庫	該当あり	58 %
洗濯機	該当あり	60 %
エアコンディショナ	該当あり	55 %
ミシン	該当あり	40 %
ステレオセット	該当あり	36 %
パソコン	該当あり	64 %
パソコン用周辺機器ソフト	該当無し	
携帯電話機(携帯電話機 PHS の本体価格と加入料)	携帯電話	50 %
インターネット接続機能付固定電話機	該当無し	
ファクシミリ付固定電話機	該当無し	
携帯情報端末(PDA)	該当無し	
デジタル放送チューナー内蔵テレビ	テレビ	53 %
デジタル放送チューナー内蔵テレビ以外のテレビ		
デジタル放送用チューナーアンテナ	該当無し	
インターネット接続機能付テレビゲーム機	該当無し	
デジタルカメラ	カメラ	45 %
デジタルカメラ以外のカメラ		
デジタルビデオカメラ	ビデオカメラ	45 %
デジタルビデオカメラ以外のビデオカメラ		
インターネット接続機能付カーナビゲーション	該当無し	
歯科診療代	該当あり	62 %
歯科以外の診療代	医科診療代	69 %
出産入院料	該当あり	53 %
出産以外の入院料	該当あり	45 %

家計調査と家計消費状況調査の支出金額の比（続き）

家計消費状況調査の品目名	家計調査の品目名	比率
国公立授業料等（幼稚園～大学、専修学校）	授業料等	76 %
私立授業料等（幼稚園～大学、専修学校）		
補習教育費	該当あり	79 %
自動車教習料	該当あり	40 %
航空運賃	該当あり	53 %
宿泊料	該当あり	79 %
パック旅行費	該当あり	73 %
国内パック旅行費	該当あり	82 %
外国パック旅行費	該当あり	51 %
挙式披露宴費用	婚礼関係費	24 %
葬儀法事費用	葬儀関係費	40 %
信仰関係費	信仰・祭祀費	52 %
仕送り金	該当あり	115 %
贈与金	該当あり	103 %
合計		69 %
支出総額	消費支出	84 %

図 1: SNA と家計調査の貯蓄率の推移

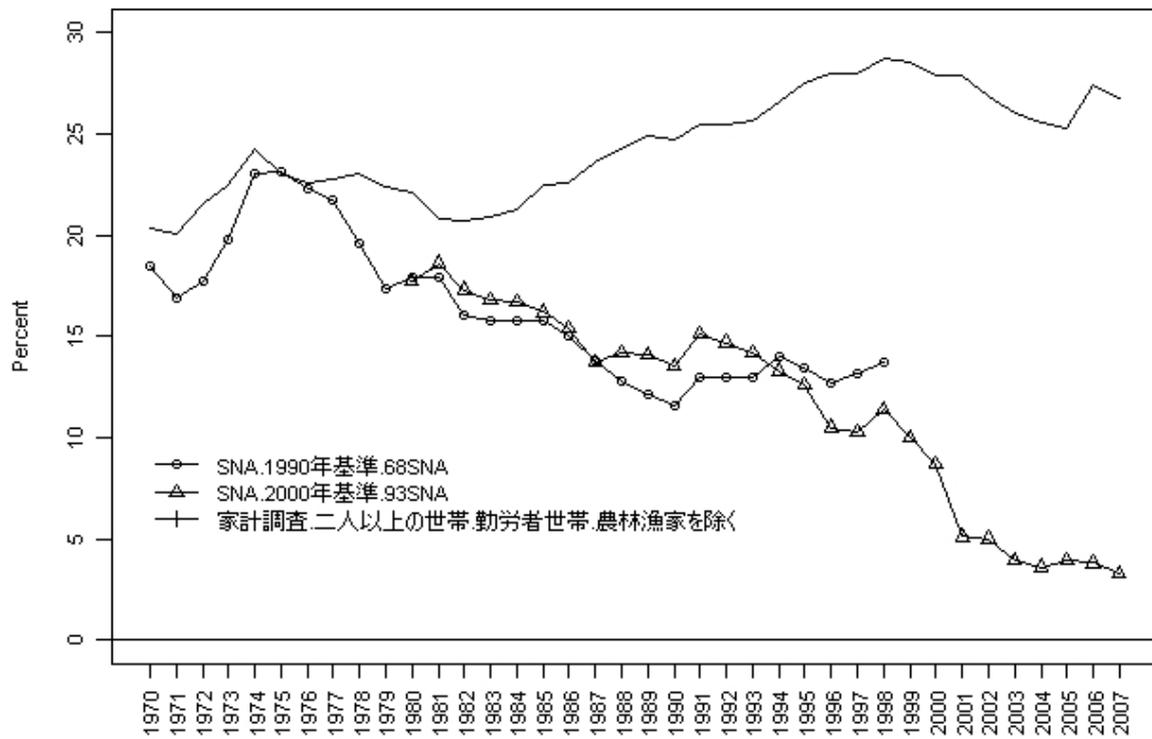


図 2: 家計調査の調査範囲と貯蓄率

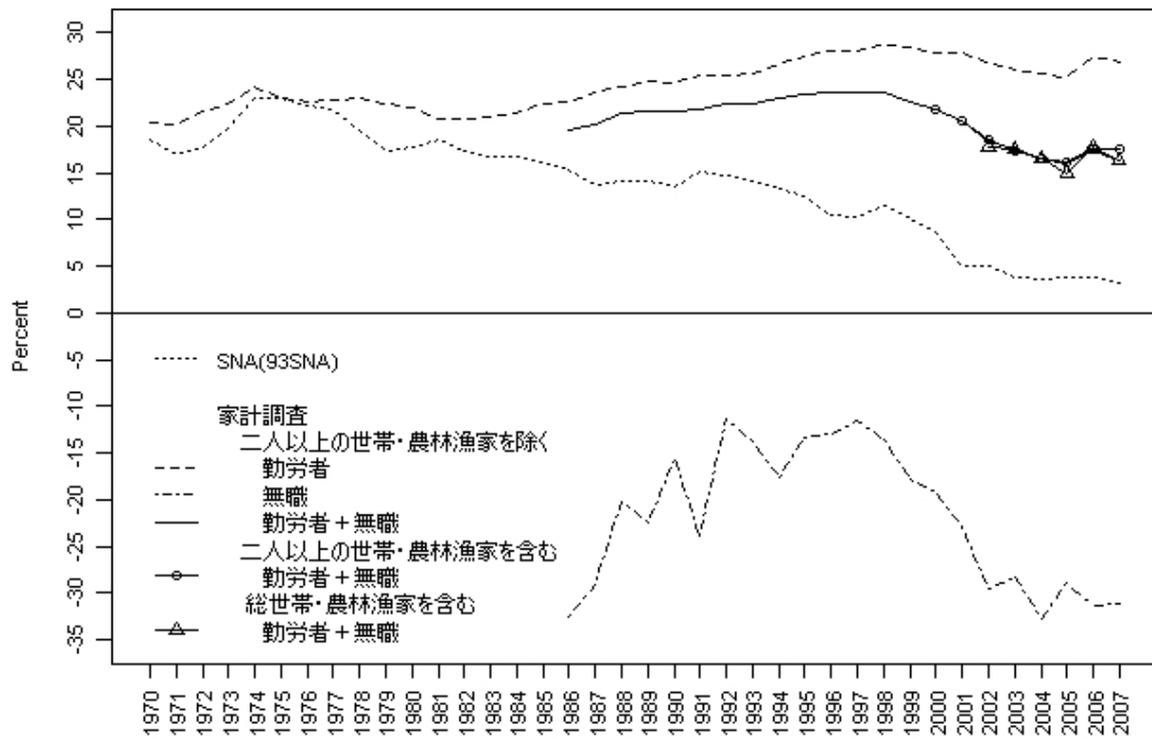


図 3: SNA と家計調査の記入誤差調整済貯蓄率

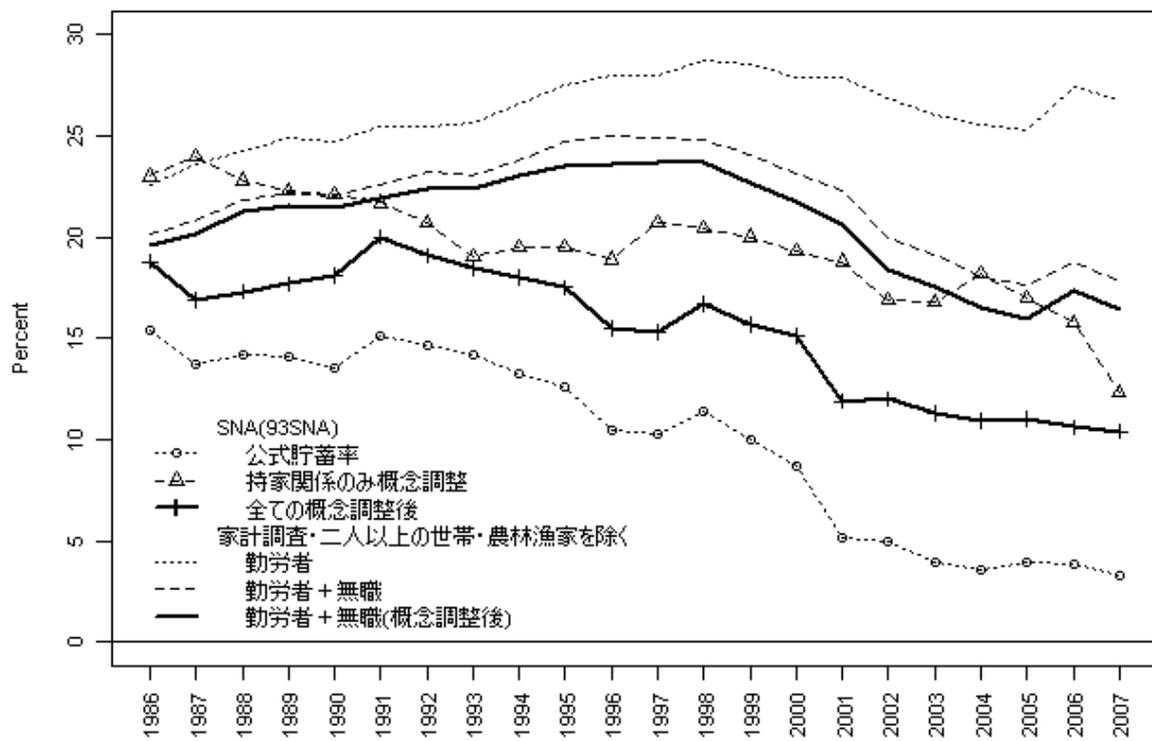


図 4: 金融資産残高と貯蓄率の乖離

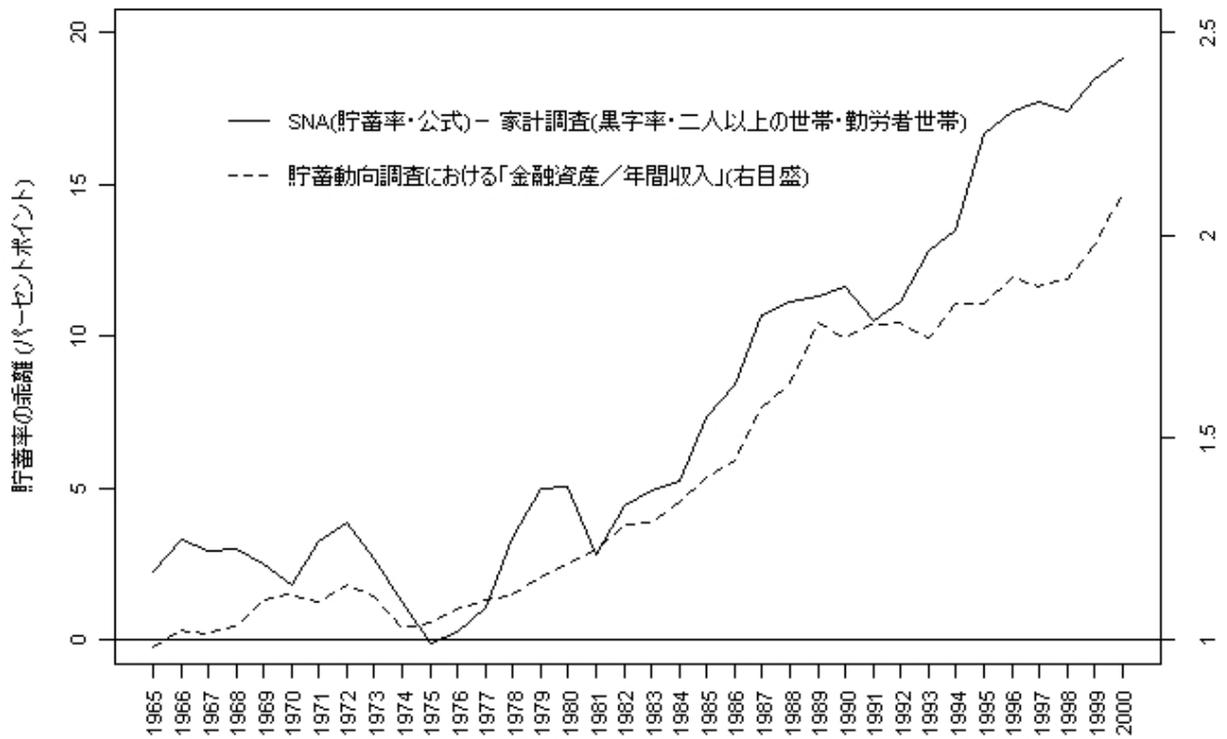


図 5: SNA と家計調査における財産収入

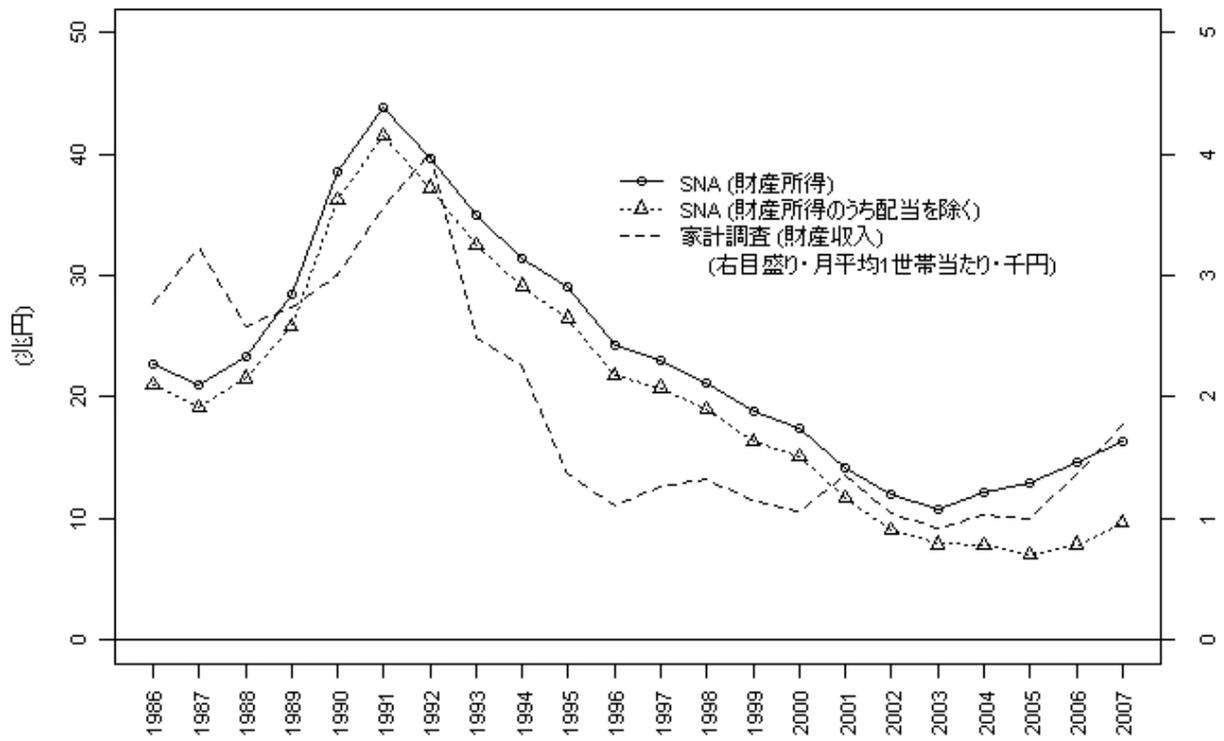
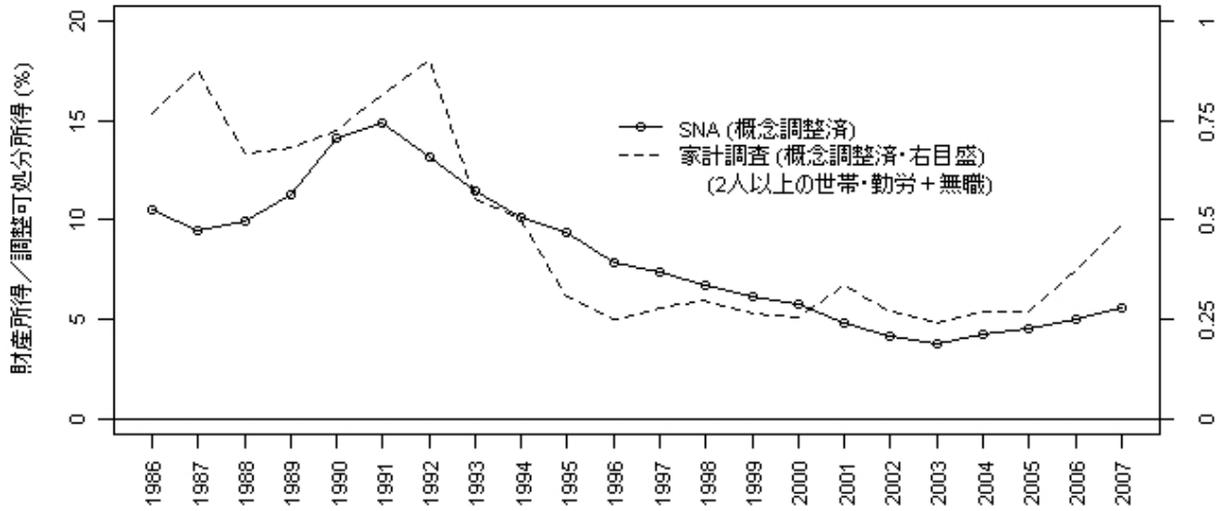


図 6: SNA と家計調査における財産収入の割合

A: SNAと家計調査における財産所得の割合



B: SNAと家計調査における家計資産の利回り

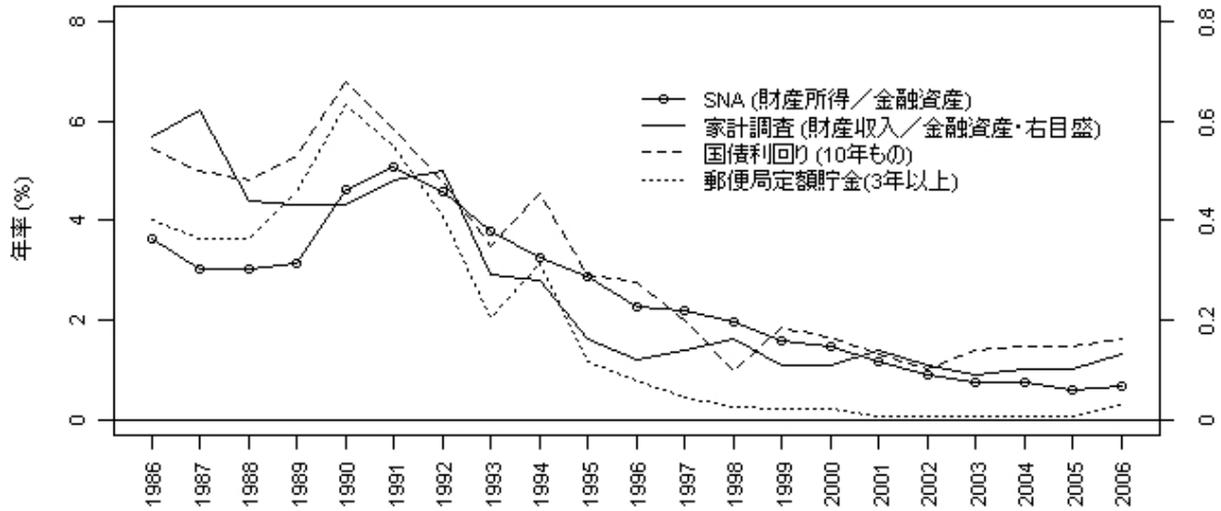
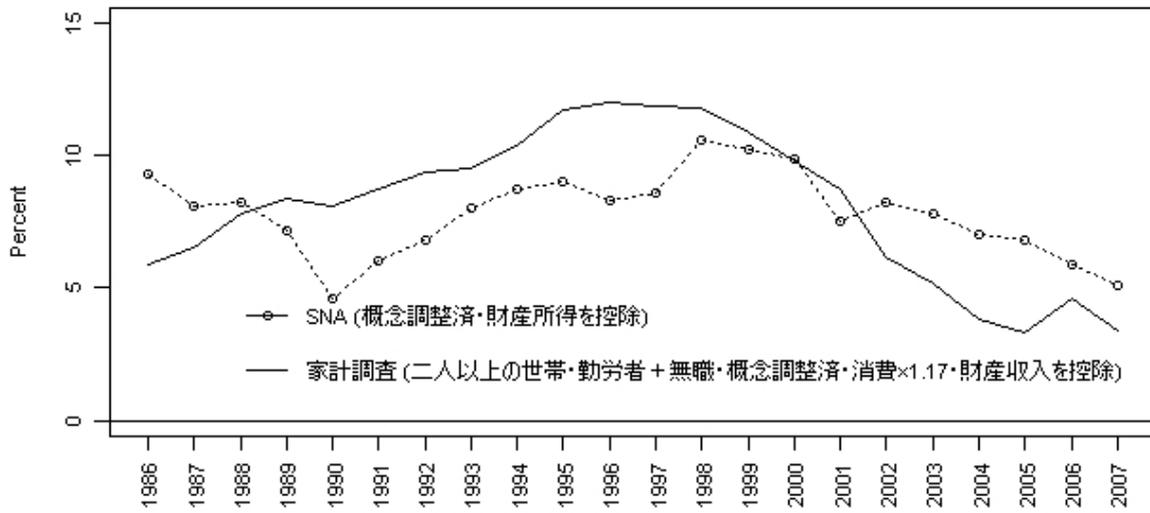


図 7: SNA と家計調査の貯蓄率

A: 両統計から財産所得を控除



B: 家計調査の財産収入を国債利回りで補正

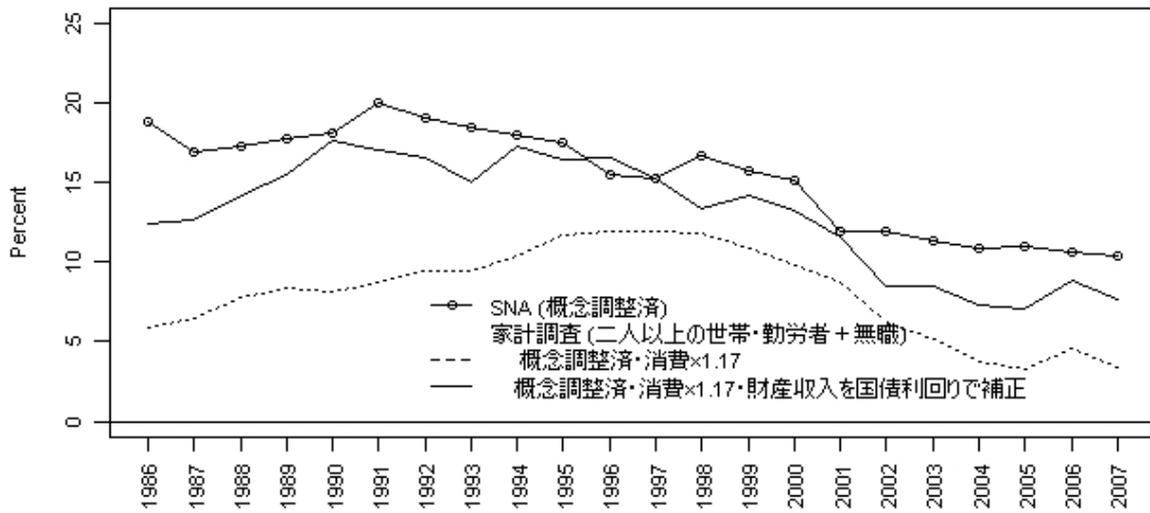


図 8: SNA と家計調査の貯蓄率:財産所得の割合で補正

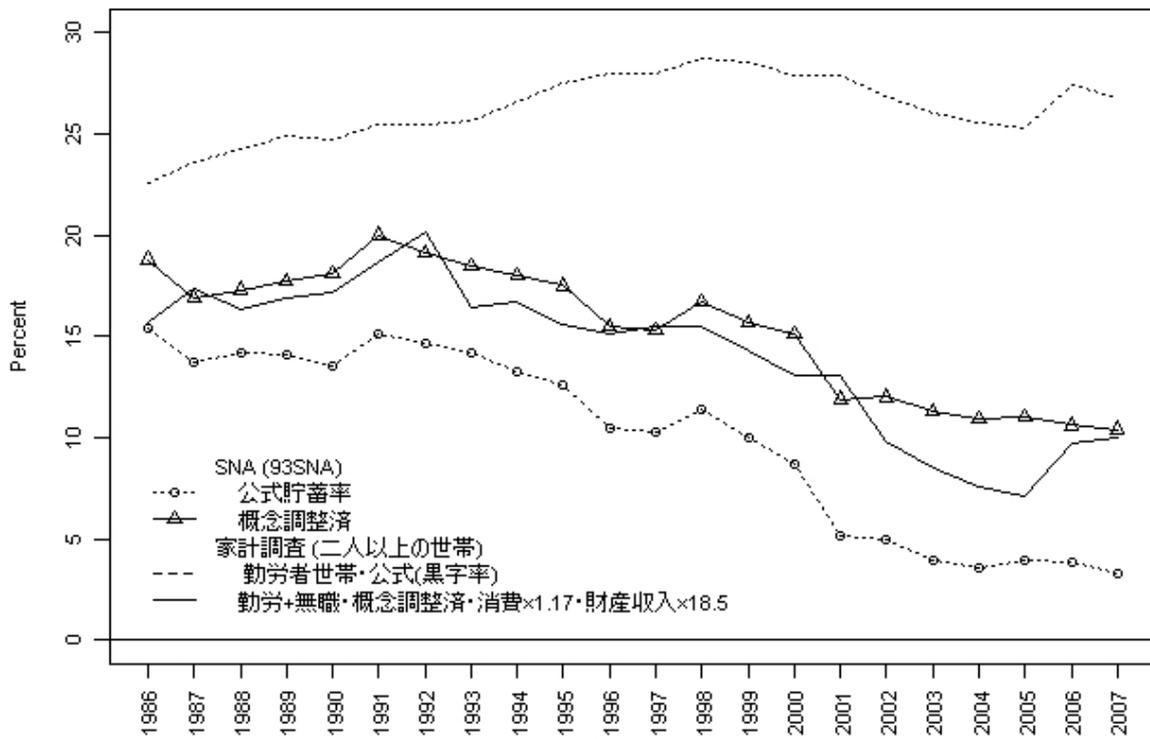


図 9: 自営業等世帯 (無職以外の非勤労者世帯) の貯蓄率

